

第 162 号 (令和 6 年 3 月 25 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【規則】

△	横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課】	5
△	横浜市職員厚生会に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局職員健康課】	6
△	横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局職員健康課】	7
△	横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課】	8
△	横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則【こども青少年局保育・教育認定課】	9
△	横浜市保健所及び福祉保健センター条例施行規則の一部を改正する規則【医療局がん・疾病対策課】	10
△	横浜市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局環境影響評価課】	11
△	横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】	12
△	横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】	15
△	横浜市消防団ごとの定員を定める規則の一部を改正する規則【消防局消防団課】	16
△	横浜市生活保護費支給事務取扱規則を廃止する規則【健康福祉局生活支援課】	17

【告示】

△	公印の改刻及び廃止【総務局行政マネジメント課】	18
△	保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】	19
△	同【環境創造局緑地保全推進課】	20
△	公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】	26
△	終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】	27
△	横浜市埋立事業公金収納取扱金融機関の指定の一部改正【港湾局経理課】	28
△	横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	29
△	同【港湾局港湾管財課】	30
△	横浜市港湾施設条例別表第 1 第 1 号ア(ア)の表の規定に基づき専用使用に供する係留施設とする岸壁の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	37
△	情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【消防局保安課】	38

【公告】

△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	40
△	同【経済局商業振興課】	42
△	事後調査計画書の提出【環境創造局環境影響評価課】	43
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】	44
△	農用地利用集積計画の策定【環境創造局農政推進課】	45
△	公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	46

△	公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】	47
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	48
△	横浜国際港都建設計画病院等の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	49
△	マンション建替組合の理事長の氏名及び住所【建築局住宅再生課】	50
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	51
△	同【建築局調整区域課】	52
△	同【建築局調整区域課】	53
△	同【建築局調整区域課】	54
△	同【建築局調整区域課】	55
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	56
△	市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	57
△	横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	58
△	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	59
	〔達〕	
△	横浜市守衛服務規程の一部改正【総務局管理課】	60
△	横浜市一般職職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務局労務課】	61
△	フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務局労務課】	62
△	ランチシフト制度の対象職員の休憩時間の特例に関する規程の一部改正【総務局労務課】	66
△	区長会議規程の一部改正【市民局区連絡調整課】	67
△	横浜市松風学園職員の勤務時間に関する規程の一部改正【健康福祉局職員課】	68
△	横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程、横浜市中心卸売市場食品衛生検査所規程及び横浜市食肉衛生検査所処務規程の一部改正【医療局健康安全課】	69
△	横浜市電話交換取扱者服務規程の廃止【総務局管理課】	72
△	横浜市当直服務規程の廃止【総務局管理課】	73
△	横浜市市民生活関連物資緊急対策本部設置規程の廃止【経済局消費経済課】	74
	〔区告示〕	
△	認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】	75
	〔区公告〕	
△	横浜市常盤台コミュニティハウスの指定管理者の指定【保土ヶ谷区地域振興課】	76
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【泉区総務課】	77
△	横浜市上白根コミュニティハウスの指定管理者の指定【旭区地域振興課】	78
△	横浜市勝田小学校コミュニティハウスの指定管理者の指定【都筑区地域振興課】	79
	〔消防局〕	
△	消防長が行う講習の実施方法の一部改正【予防課】	80
△	市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【総務課】	81
	〔水道局〕	
△	横浜市水道局企業職員の職務発明に関する規程の一部を改正する規程【計画課】	84
△	横浜市水道局配水部北部方面工事課等の執務場所の一部改正【配水課】	86
△	公印の新調及び廃止【総務課】	87
△	横浜市水道局収納取扱金融機関の指定【経理課】	89
	〔交通局〕	
△	モバイル P A S M O 取扱規程の一部を改正する規程【自動車本部営業課】	91
△	横浜市高速鉄道運賃条例施行規程等の一部を改正する規程【高速鉄道本部営業課】	92
△	横浜市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程【総務課】	96
△	地域限定共通 1 日乗車券の発売の一部改正【自動車本部営業課】	110

△ 横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】	116
△ 横浜市深夜自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】	129
【医療局病院経営本部】	
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	130
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	133
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の管理職手当に関する規程等の一部を改正する規程【人事課】	134
【教育委員会】	
△ 横浜市立学校事務職員等に関する規則【教職員人事課】	135
△ 横浜市文化財保護条例に基づく管理団体の指定【生涯学習文化財課】	137
【市選挙管理委員会】	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	138
△ 横浜市議会議員一般選挙における選挙運動費用の収支報告書要旨の一部訂正【選挙課】	140
【区選挙管理委員会】	
△ 横浜市鶴見区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【鶴見区】	141
△ 横浜市神奈川区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【神奈川区】	142
△ 横浜市西区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【西区】	143
△ 横浜市中区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【中区】	144
△ 横浜市南区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【南区】	145
△ 横浜市港南区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【港南区】	146
△ 横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【保土ヶ谷区】	147
△ 横浜市旭区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【旭区】	148
△ 横浜市磯子区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【磯子区】	149
△ 横浜市金沢区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【金沢区】	150
△ 横浜市港北区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【港北区】	151
△ 横浜市緑区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【緑区】	152
△ 横浜市青葉区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【青葉区】	153
△ 横浜市都筑区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【都筑区】	154
△ 横浜市戸塚区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【戸塚区】	155
△ 横浜市栄区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【栄区】	156
△ 横浜市泉区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【泉区】	157
△ 横浜市瀬谷区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【瀬谷区】	158
△ 横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【鶴見区】	159
△ 横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【神奈川区】	164
△ 横浜市西区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【西区】	169
△ 横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【中区】	174
△ 横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【南区】	179
△ 横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【港南区】	184
△ 横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【保土ヶ谷区】	189
△ 横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【旭区】	194
△ 横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【磯子区】	199
△ 横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【金沢区】	204
△ 横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【港北区】	209
△ 横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【緑区】	214

△ 横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【青葉区】	219
△ 横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【都筑区】	224
△ 横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【戸塚区】	229
△ 横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【栄区】	234
△ 横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【泉区】	239
△ 横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正【瀬谷区】	244
【監査委員】	
△ 令和 5 年度財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果の公表【財務監査課】	249
△ 横浜市監査委員監査基準の公表【監査管理課】	250
【市会】	
△ 横浜市議会事務局情報セキュリティ管理規程の全部改正【総務課】	259
【その他】	
△ 横浜市工事設計変更事務取扱要綱の施行についての廃止について（副市長通知）【財政局契約第一課】	263

規 則

横 浜 市 ス ポ ー ツ 施 設 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定
め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 14 号

横 浜 市 ス ポ ー ツ 施 設 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行
期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 ス ポ ー ツ 施 設 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (令 和 4 年 6 月
横 浜 市 条 例 第 24 号) は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市職員厚生会に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 15 号

横浜市職員厚生会に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市職員厚生会に関する条例施行規則（昭和 24 年 7 月横浜市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 弔慰金の給付

第 3 条中第 7 号を第 6 号とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横 浜 市 議 会 議 員 そ の 他 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 16 号

横 浜 市 議 会 議 員 そ の 他 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 議 会 議 員 そ の 他 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 (昭 和 43 年 10 月 横 浜 市 規 則 第 80 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 6 条 の 2 第 2 号 中 「 、 同 法 第 66 条 」 を 「 又 は 同 法 第 66 条 」 に 改 め 、 「 又 は 売 春 防 止 法 (昭 和 31 年 法 律 第 118 号) 第 17 条 の 規 定 に よ る 補 導 処 分 と し て 婦 人 補 導 院 に 収 容 さ れ て い る 場 合 」 を 削 る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 17 号

横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市スポーツ施設条例施行規則（平成 20 年 3 月横浜市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 号を次のように改める。

(1) 横浜 B U N T A I の利用者が利用日の 6 箇月前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額
第 12 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 横浜武道館の利用者が次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める期間に利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額

ア アリーナ 利用日の 6 箇月前まで

イ 武道場又は多目的室 利用日の 1 箇月前まで

別表第 1 横浜文化体育館の項中「横浜文化体育館」を「横浜 B U N T A I 及び横浜武道館」に改める。

別表第 2 横浜国際プール、横浜文化体育館（横浜武道館を除く。）、たきがしら会館、横浜市本牧市民プール、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プールの項中「、横浜文化体育館（横浜武道館を除く。）」を削る。

別表第 3 横浜文化体育館の項を次のように改める。

横浜 B U N T A I 及び横浜武道館	利用しようとする日の 36 箇月前から利用しようとする日まで
------------------------	--------------------------------

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 18 号

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「 62,910 円」を「 65,130 円」に、「 56,630 円」を「 58,620 円」に、「 77,560 円」を「 80,290 円」に、「 71,250 円」を「 73,760 円」に、「 132,510 円」を「 137,180 円」に、「 126,230 円」を「 130,680 円」に、「 216,350 円」を「 223,980 円」に、「 210,070 円」を「 217,480 円」に改める。

別表第 2 の 1 の表中「利用施設」を「利用施設・事業」に、

特定教育・保育施設	
0 円	0 円

を
「

特定教育・保育施設	特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業
0 円	0 円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用）

2 この規則による改正後の横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則別表第 1 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に行った子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育及び同法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育に要する費用の額の算定から適用する。

横浜市保健所及び福祉保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 19 号

横浜市保健所及び福祉保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市保健所及び福祉保健センター条例施行規則（平成 13 年 12 月横浜市規則第 110 号）の一部を次のように改正する。

別表肺がん検診の項を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市 長 山 中 竹 春

横浜市規則第 20 号

横浜市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市環境影響評価条例施行規則（平成 23 年 6 月横浜市規則第 67
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 の項中「第 1 条第 4 号」の次に「の蓄電所（以下「
蓄電所」という。）又は同条第 5 号」を加え、「変電所の」を「蓄
電所又は変電所の」に改める。

別表第 2 の 4 の項中「変電所」を「蓄電所又は変電所」に改める
。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 21 号

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

横浜市建築基準法施行細則（昭和 38 年 2 月横浜市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 を削る。

第 9 条第 2 項中「第 3 項」の次に「、第 137 条の 12 第 6 項及び第 7 項」を加える。

第 15 条第 3 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第 25 条第 2 号中「第 137 条の 10 第 4 号」を「第 137 条の 10 第 1 号ロ(4)」に改める。

第 5 号様式第 2 面中

「大規模の模様替

を

「大規模の模様替 その他

に、

「
【イ. 建築面積】 () () ()
【ロ. 建蔽率】
」

を

「
【イ. 建築物全体】 () () ()
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】 () () ()
【ハ. 建蔽率】
」

に、

「
【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () ()
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()
【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()
【チ. 自家発電設備の設置部分】 () () ()
【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()
」

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】	()	()	()
【ル. 住宅の部分】	()	()	()
【ヲ. 老人ホーム等の部分】	()	()	()
【ワ. 延べ面積】	()	()	()
【カ. 容積率】	()	()	()

を
「

【ホ. 認定機械室等の部分】	()	()	()
【へ. 自動車車庫等の部分】	()	()	()
【ト. 備蓄倉庫の部分】	()	()	()
【チ. 蓄電池の設置部分】	()	()	()
【リ. 自家発電設備の設置部分】	()	()	()
【ヌ. 貯水槽の設置部分】	()	()	()
【ル. 宅配ボックスの設置部分】	()	()	()
【ヲ. その他の不算入部分】	()	()	()
【ワ. 住宅の部分】	()	()	()
【カ. 老人ホーム等の部分】	()	()	()
【ヨ. 延べ面積】	()	()	()
【タ. 容積率】	()	()	()

に改める。

第 5 号様式の 4 第 2 面及び第 6 号様式第 2 面中

【イ. 建築面積】	()	()	()
【ロ. 建蔽率】	()	()	()

を
「

【イ. 建築物全体】	()	()	()
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】	()	()	()
【ハ. 建蔽率】	()	()	()

に、
「

【ホ. 自動車車庫等の部分】	()	()	()
【へ. 備蓄倉庫の部分】	()	()	()
【ト. 蓄電池の設置部分】	()	()	()
【チ. 自家発電設備の設置部分】	()	()	()
【リ. 貯水槽の設置部分】	()	()	()
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】	()	()	()
【ル. 住宅の部分】	()	()	()
【ヲ. 老人ホーム等の部分】	()	()	()
【ワ. 延べ面積】	()	()	()
【カ. 容積率】	()	()	()

を
「

【ホ. 認定機械室等の部分】	()	()	()
【ヘ. 自動車車庫等の部分】	()	()	()
【ト. 備蓄倉庫の部分】	()	()	()
【チ. 蓄電池の設置部分】	()	()	()
【リ. 自家発電設備の設置部分】	()	()	()
【ヌ. 貯水槽の設置部分】	()	()	()
【ル. 宅配ボックスの設置部分】	()	()	()
【ワ. その他の不算入部分】	()	()	()
【ワ. 住宅の部分】	()	()	()
【カ. 老人ホーム等の部分】	()	()	()
【ヨ. 延べ面積】	()	()	()
【タ. 容積率】						

」

に改める。

附 則

(施行 期 日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条第 2 項、第 15 条第 3 項及び第 25 条第 2 号の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市建築基準法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 22 号

横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 29 年 3 月横浜市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第 1 条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第 1 号様式及び第 4 号様式から第 7 号様式までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第 8 号様式及び第 9 号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 1 号様式及び第 7 号様式から第 9 号様式までの規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市消防団ごとの定員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 23 号

横浜市消防団ごとの定員を定める規則の一部を改正する規則

横浜市消防団ごとの定員を定める規則（平成 18 年 3 月横浜市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 項の表伊勢佐木消防団の項を次のように改める。

中消防団	495 人
------	-------

第 1 項の表加賀町消防団の項及び山手消防団の項を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市生活保護費支給事務取扱規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 24 号

横浜市生活保護費支給事務取扱規則を廃止する規則

横浜市生活保護費支給事務取扱規則（昭和 29 年 9 月横浜市規則第 50 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による廃止前の横浜市生活保護費支給事務取扱規則別記様式による生活保護費支給証は、令和 7 年 3 月 31 日まで使用することができる。

3 生活保護法施行規則（昭和 31 年 10 月横浜市規則第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 10 条を次のように改める。

第 9 条及び第 10 条 削除

告示

横浜市告示第 85 号

公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。


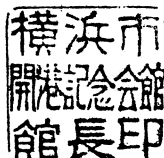


令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市長印（戸塚区住民基本台帳事務専用）	令和 6 年 4 月 1 日	 (縦 4 ミリメートル、横 7 ミリメートル)
横浜市区長印（戸塚区住民基本台帳事務及び中長期在留者住居地届出等事務専用）	令和 6 年 4 月 1 日	 (縦 4 ミリメートル、横 7 ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市中区長印（公会堂専用）	令和 6 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市開港記念会館館長印	令和 6 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市長印（戸塚区住民基本台帳事務専用）	令和 6 年 4 月 1 日	 (縦 4 ミリメートル、横 7 ミリメートル)
横浜市区長印（戸塚区住民基本台帳事務及び中長期在留者住居地届出等事務専用）	令和 6 年 4 月 1 日	 (縦 4 ミリメートル、横 7 ミリメートル)

横浜市告示第 86 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
緑地保存地区	神奈川区神大寺二丁目 784 番の 1 の一部、78 4 番の 7 の一部及び 78 5 番 保土ヶ谷区神戸町 108 番の 1 の一部 港北区大倉山六丁目 1, 749 番の 112 及び 1,74 9 番の 132 戸塚区柏尾町 764 番の 1 の一部及び 764 番の 6 の一部 泉区和泉が丘三丁目 2, 724 番の一部及び 2,72 6 番	令和 5 年 12 月 15 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで
源流の森保存地区	保土ヶ谷区今井町 717 番の 8 の一部、718 番 の 4、718 番の 7、71 9 番の 3 の一部、724 番の一部、725 番の 1 の一部及び 725 番の 2 の一部 保土ヶ谷区岡沢町 353 番の 1 の一部 緑区三保町 765 番の 1 の一部 都筑区茅ヶ崎東五丁目 980 番の一部、986 番 の一部、987 番の 1 及 び 988 番の 3	令和 5 年 12 月 15 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 87 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
追分市民の森	旭区矢指町 1,197 番の 4、1,204 番、1,206 番、1,207 番の 1、1,208 番の 1、1,356 番の 3、1,356 番の 9、1,356 番の 13、1,356 番の 14 及び 1,417 番	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 15 年 3 月 31 日まで
	旭区矢指町 1,233 番の 1、1,233 番の 2、1,237 番の 1、1,247 番の 1、1,248 番の 1、1,249 番の 1、1,250 番、1,257 番、1,265 番、1,298 番の 1、1,314 番の 4、1,324 番、1,413 番の 1、1,413 番の 3 番の口、1,414 番、1,418 番、1,692 番の 1、1,695 番の 2、1,696 番の 5、1,700 番、1,715 番の 2、1,723 番の 10、1,723 番の 12、1,723 番の 18、1,733 番、1,737 番、1,740 番の 1、1,740 番の 2、1,772 番の 1、1,772 番の 2、1,774 番の 1、1,778 番、1,787 番及び 1,790 番	令和 5 年 4 月 1 日から
	旭区下川井町 1,581 番の 1	令和 5 年 12 月 19 日から 令和 15 年 3 月 31 日まで
柏町市民の森	旭区柏町 107 番の 1、107 番の 2、107 番の 10 及び 109 番の 1	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 15 年 3 月 31 日まで
	旭区柏町 107 番の 3 から 107 番の 5 まで及び 109 番の 2	令和 5 年 4 月 1 日から
市沢ふれあい	旭区市沢町 1,112 番の	令和 5 年 4 月 1 日から

の 樹 林	1、1,113 番、1,236 番の 5 及び 1,237 番の 1	令和 15 年 3 月 31 日まで
	旭区市沢町 1,181 番の 1、1,181 番の 2 及び 1,181 番の 6	令和 5 年 4 月 1 日から
釜利谷市民の森	金沢区釜利谷町 3,022 番、3,026 番、3,027 番、3,028 番の 1、3,028 番の 2、3,045 番、3,047 番の 1、3,048 番の 1、3,048 番の 2、3,049 番、3,053 番、3,060 番の 1、3,061 番、3,062 番、3,064 番、3,077 番、3,129 番、3,130 番の 1、3,134 番の 1 及び 3,169 番の 1 金沢区釜利谷東五丁目 2,739 番の 1、2,743 番、2,778 番、2,779 番、2,988 番、2,988 番の 2 及び 2,990 番の 4	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 15 年 3 月 31 日まで
	金沢区釜利谷町 3,029 番、3,036 番、3,037 番、3,056 番の 1、3,056 番の 4、3,056 番の 5、3,060 番の 2、3,065 番から 3,068 番まで、3,069 番の 1、3,070 番の 1、3,070 番の 3、3,086 番の 1、3,088 番の 1、3,151 番の 9、3,161 番の 1 及び 3,178 番 金沢区釜利谷東五丁目 2,738 番、2,739 番の 4、2,776 番の 1 から 2,776 番の 3 まで、2,990 番、2,990 番の 2 及び 2,990 番の 3	令和 5 年 4 月 1 日から
朝比奈北市民の森	金沢区朝比奈町 184 番の一部、185 番の 1 の一部、203 番から 207 番まで、208 番の 1、213 番から 217 番まで、218 番の甲、218 番	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 15 年 3 月 31 日まで

	<p>の乙の一部、219番から223番まで、228番、269番の1、269番の2の一部、269番の4、270番の1、270番の2、273番から276番まで、419番から426番まで、429番、430番の甲、430番の乙、431番、432番のイ、453番の一部、455番の甲の一部、478番、479番、481番の1及び482番から485番まで 金沢区大道一丁目2,954番の1、2,959番の1、2,960番の1及び2,969番の1 金沢区高舟台二丁目2,978番、2,982番、2,983番、2,986番、2,987番、2,990番、2,991番、2,996番、3,000番、3,003番から3,007番まで、3,010番及び3,021番の47の一部</p>	
<p>(仮称) 恩田市民の森</p>	<p>青葉区恩田町 1,758番の6、1,774番の1、1,774番の2、1,786番、1,787番、1,789番の1、1,801番、1,802番、1,805番、1,806番及び1,823番</p>	<p>令和5年4月1日から令和15年3月31日まで</p>
	<p>青葉区恩田町 1,790番の1、1,795番、1,796番、1,799番、1,840番、1,843番から1,845番まで、1,905番の5及び1,905番の6</p>	<p>令和5年4月1日から</p>
<p>池辺市民の森</p>	<p>都筑区池辺町 1,110番の一部、1,112番、1,113番の1、1,114番の1、1,115番の1、1,116番、1,117番、1,133番のイ、1,133番のロ、1,135番、1,136番の2の一部、1,</p>	<p>令和5年4月1日から令和15年3月31日まで</p>

	<p>140 番の一部、 1,146 番の 1、 1,175 番、 1,176 番の一部、 1,180 番、 1,181 番、 1,182 番の甲、 1,182 番の乙、 1,183 番の 1、 1,184 番の 3 及び 1,184 番の 4</p>	
	<p>都筑区池辺町 1,134 番、 1,136 番の 1、 1,139 番、 1,174 番の 1、 1,178 番のイ、 1,178 番のロ - 1、 1,178 番のロ - 2、 1,178 番のロ - 3、 1,179 番及び 1,184 番の 1</p>	<p>令和 5 年 4 月 1 日から</p>
<p>名瀬・上矢部 市民の森</p>	<p>戸塚区上矢部町 1,023 番、 1,025 番、 1,026 番、 1,051 番の 1、 1,051 番の 2、 1,064 番から 1,068 番まで、 1,070 番、 1,072 番から 1,074 番まで、 1,081 番、 1,082 番、 1,086 番から 1,090 番まで、 1,091 番の 1、 1,091 番の 2、 1,091 番の 4、 1,091 番の 5、 1,091 番のロ、 1,092 番、 1,094 番の 2、 1,095 番の 1、 1,095 番のロ、 1,097 番、 1,098 番の 1、 1,099 番のイ、 1,099 番のロ、 1,140 番、 1,302 番の一部、 1,303 番、 1,306 番、 1,308 番、 1,310 番の 2、 1,310 番の 4、 1,311 番、 1,313 番、 1,314 番のイ、 1,314 番のロ、 1,318 番の 1、 1,318 番の 2、 1,319 番、 1,320 番、 1,323 番、 1,325 番の 1 及び 1,326 番 戸塚区名瀬町 648 番の 1、 1,867 番の 2、 1,874 番、 1,882 番、 1,886 番、 1,887 番、 1,</p>	<p>令和 5 年 4 月 1 日から 令和 15 年 3 月 31 日まで</p>

<p>890 番、 1,891 番、 1,893 番から 1,895 番まで、 1,944 番の 1 から 1,944 番の 3 まで、 1,945 番の イー 1、 1,945 番の イー 2、 1,945 番の ロ、 1,950 番、 1,951 番の 1、 1,951 番の 乙及び 1,955 番の 3</p>	
<p>戸塚区上矢部町 1,024 番、 1,047 番、 1,048 番、 1,093 番、 1,094 番の 1、 1,128 番、 1,139 番、 1,305 番、 1,309 番の 2、 1,310 番の 1、 1,310 番の 3、 1,314 番の 3、 1,314 番の 4、 1,315 番の 3 及び 1,317 番の 1 戸塚区名瀬町 598 番の 1、 598 番の 3、 598 番の 4、 600 番、 615 番の 1、 615 番の 2、 616 番の 1、 616 番の 2、 617 番の 1、 617 番の 2、 618 番、 619 番、 620 番の 2、 621 番、 624 番、 625 番の 1、 626 番、 628 番の 1、 628 番の 2、 628 番の 4、 629 番の 1 から 629 番の 4 まで、 629 番の 7、 632 番の 1、 632 番の 2、 633 番、 648 番の 2、 1,708 番の 5、 1,713 番の 5、 1,865 番の 1 から 1,865 番の 10 まで、 1,866 番、 1,875 番の 1、 1,875 番の 2、 1,877 番の 1、 1,877 番の 3 から 1,877 番の 5 まで、 1,880 番の 3、 1,881 番の 2、 1,881 番の 4、 1,889 番、 1,892 番、 1,896 番、 1,909 番の 5、 1,914 番の 1 から 1,914 番の 4 まで、 1,917 番の 1、 1,91</p>	<p>令和 5 年 4 月 1 日から</p>

	7 番の 4、1,917 番の 7、1,920 番から 1,923 番まで、1,925 番から 1,927 番まで、1,928 番の 1、1,928 番の 2 及び 1,929 番	
宮沢ふれあい 樹林	瀬谷区宮沢一丁目 52 番の 1 から 52 番の 4 まで 及び 54 番の 1 の一部	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 15 年 3 月 31 日まで
	瀬谷区宮沢一丁目 52 番の 27 から 52 番の 29 まで、 54 番の 6、54 番の 10、 54 番の 11、55 番の 27、 56 番の 1 及び 56 番の 3	令和 5 年 4 月 1 日から

横浜市告示第 88 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

排水施設の方式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
合流式	鶴見区北寺尾七丁目の一部 南区永田山王台及び南太田三丁目の各一部	令和 6 年 3 月 25 日
分流式	神奈川区菅田町の一部 旭区川島町、四季美台、鶴ヶ峰本町二丁目及び東希望が丘の各一部 港北区岸根町の各一部 緑区寺山町の一部 戸塚区上柏尾町、品濃町及び矢部町の各一部 泉区和泉町、岡津町、下飯田町、下和泉三丁目、新橋町、中田東四丁目及び中田南二丁目の各一部 瀬谷区下瀬谷二丁目及び瀬谷二丁目の各一部	

横浜市告示第 89 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局北部第一水再生センター	鶴見区元宮二丁目 6 番 1 号	鶴見区北寺尾七丁目の一部	令和 6 年 3 月 25 日
横浜市環境創造局神奈川水再生センター	神奈川区千若町 1 丁目 1 番地	旭区川島町の一部	
横浜市環境創造局南部水再生センター	磯子区新磯子町 39 番地	南区永田山王台及び南太田三丁目の各一部	
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目 40 番 1 号	神奈川区菅田町の一部 港北区岸根町の一部	
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町 25 番地	旭区四季美台、鶴ヶ峰本町二丁目及び東希望が丘の各一部 緑区寺山町の一部	
横浜市環境創造局西部水再生センター	戸塚区東俣野町 231 番地	泉区和泉町、下飯田町、下和泉三丁目、中田東四丁目及び中田南二丁目の各一部 瀬谷区下瀬谷二丁目及び瀬谷二丁目の各一部	
横浜市環境創造局栄第二水再生センター	栄区长沼町 82 番地	戸塚区上柏尾町、品濃町及び矢部町の各一部 泉区岡津町及び新橋町の各一部	

横浜市告示第 90 号

横浜市埋立事業公金収納取扱金融機関の指定の一部改正

横浜市埋立事業公金収納取扱金融機関の指定（昭和 39 年 4 月横浜市告示第 55 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

表中

「

株式会社三菱 UFJ 銀行	横浜支店
みずほ信託銀行株式会社	横浜支店
三井住友信託銀行株式会社	横浜駅西口支店

」

を

「

株式会社三菱 UFJ 銀行	横浜支店
三井住友信託銀行株式会社	横浜駅西口支店

」

に改める。

横浜市告示第 91 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

第 4 項第 1 号イの表中

「

新港サークルウォーク	中区新港二丁目 新港ふ頭	225	7
新港 1 号線	中区海岸通	290	20

」

を

「

新港サークルウォーク	中区新港二丁目 新港ふ頭	225	7
ハンマーヘッドウォーク	同	168	3
新港 1 号線	中区海岸通	290	20

」

に改める。

横浜市告示第 92 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

第 2 項第 2 号の表中

「

同 旧港岸壁護岸	同	99
山下ふ頭 3 号先端護岸	中区山下町 山下ふ頭	150

」

を

「

同 旧港岸壁護岸	同	99
同 緑地護岸	同	81
山下ふ頭 3 号先端護岸	中区山下町 山下ふ頭	150

」

に、

「

小型船係留施設護岸	中区本牧ふ頭	762
南本牧ふ頭外周護岸	中区南本牧 南本牧ふ頭	2,910

」

を

「

小型船係留施設護岸	中区本牧ふ頭	762
本牧地区臨港道路護岸	中区錦町	62
南本牧ふ頭外周護岸	中区南本牧 南本牧ふ頭	2,910

」

に改める。

第 3 項第 1 号イの表中

「

小型船係留施設	中区本牧ふ頭ほか	768	2	4.5
金沢木材ふ頭岸壁	金沢区幸浦一丁目	187	22	10.0

」

八景島さん橋	金沢区八景島地先	60	8	7.0
--------	----------	----	---	-----

を
「

本牧小型船係留施設	中区本牧ふ頭ほか	768	2	4.5
金沢木材ふ頭岸壁	金沢区幸浦一丁目	187	22	10.0
富岡小型船係留施設	金沢区幸浦二丁目	71	3.5	2.7
柴小型船係留施設	金沢区柴町	778	5.5	3.0
金沢小型船係留施設	金沢区海の公園ほか	1,247	3	3.0
八景島さん橋	金沢区八景島地先	60	8	7.0

に改め、同項第 2 号イの表中

「

大さん橋ふ頭 1 号物揚場	中区海岸通 大さん橋ふ頭	55	5	2.0
同 2 号物揚場	同	81	5	2.0
山下ふ頭 1 号物揚場	中区山下町 山下ふ頭	160	10	3.0

を
「

大さん橋ふ頭 1 号物揚場	中区海岸通 大さん橋ふ頭	55	5	2.0
山下ふ頭 1 号物揚場	中区山下町 山下ふ頭	160	10	3.0

に改める。

第 4 項第 1 号アの表中

「

同 横 4 号線	同	372 のうち 303	31 ~ 47
同 横 5 号線	同	743 のうち 671	26 ~ 49

を
「

同 横 4 号 線	同	372 の うち 242	31 ~ 47
同 横 5 号 線	同	743 の うち 609	26 ~ 49

に 改 め、同 号 イ の 表 中

「

同 横 4 号 線	同	372 の うち 69	31 ~ 47
同 横 5 号 線	同	743 の うち 72	26 ~ 49

を

「

同 横 4 号 線	同	372 の うち 130	31 ~ 47
同 横 5 号 線	同	743 の うち 134	26 ~ 49

に 改 め る。

第 5 項 第 3 号 イ の 表 中

「

みなとみらい耐震岸壁荷さ ばき地	西区みなとみらい 一丁目	2,823
---------------------	-----------------	-------

を

「

みなとみらい耐震岸壁荷さ ばき地	西区みなとみらい 一丁目	2,823
本牧荷さばき所	中区本牧ふ頭ほか	437
富岡荷さばき所	金沢区幸浦二丁目	25
柴荷さばき所	金沢区柴町	646
金沢荷さばき所	金沢区海の公園ほ か	605

に 改 め る。

第 7 項 第 1 号 の 表 中

「

本牧海づくり施設	同	つりさん橋、渡 りさん橋、護岸 つり場、管理棟 、海づくり広場、 駐車場等	16,115
		つりさん橋、管	

磯子海づくり施設	磯子区新磯子町	理事務所、トイレ、駐車場等	3,731
----------	---------	---------------	-------

を
「

本牧海づくり施設	同	つりさん橋、渡りさん橋、護岸、管理棟、海づくり広場、駐車場等	16,115
本牧漁港環境整備施設	中区本牧ふ頭ほか	通路、広場、植栽等	17,368
磯子海づくり施設	磯子区新磯子町	つりさん橋、理事務所、トイレ、駐車場等	3,731

に、
「

金沢福浦地区緑地	同	便所、広場、植栽等	33,026
八景島緑地	金沢区八景島	イベント広場、西浜、ポンプ場、便所（8箇所）、作業員詰所、植栽等	138,921

を
「

金沢福浦地区緑地	同	便所、広場、植栽等	33,026
富岡漁港環境整備施設	金沢区幸浦二丁目	通路、広場、植栽等	972
柴漁港環境整備施設	金沢区柴町	通路、広場、植栽等	18,937
金沢漁港環境整備施設	金沢区海の公園ほか	通路、広場、植栽等	15,722
八景島緑地	金沢区八景島	イベント広場、西浜、ポンプ場、便所（8箇所）、作業員詰所、植栽等	138,921

に改める。
第 8 項の表中

本牧ターミナル オフィスセンター 一休憩施設	同	鉄骨、鉄筋コン クリートのうち 1 階部 建分	135	—
南本牧ふ頭休憩 施設	中区南本牧 南本牧ふ頭	軽量鉄骨、平屋 建	199	—

を
「

本牧ターミナル オフィスセンター 一休憩施設	同	鉄骨、鉄筋コン クリートのうち 1 階部 建分	135	—
本牧小型船船員 施設	中区本牧ふ 頭ほか	鉄筋コンクリー ト造、一部鉄骨 造 2 階建ほか	1,019	—
南本牧ふ頭休憩 施設	中区南本牧 南本牧ふ頭	軽量鉄骨、平屋 建	199	—
富岡小型船船員 施設	金沢区幸浦 二丁目	鉄骨造 2 階建ほ か	140	—
柴小型船船員施 設	金沢区柴町	鉄筋コンクリー ト造、2 階建ほ か	1,867	—
金沢小型船船員 施設	金沢区海の 公園ほか	鉄筋コンクリー ト造、2 階建ほ か	1,175	—

に改める。

第 10 項第 1 号の表中

「

大さん橋総合ビ ル	中区海岸通大 さん橋ふ頭	鉄骨、陸屋根、 2 階建のうち	296
本牧ふ頭総合ビ ル	中区本牧ふ頭	鉄筋コンクリー ト、陸屋根、3 階建のうち	1,001

を
「

大さん橋総合ビ ル	中区海岸通大 さん橋ふ頭	鉄骨、陸屋根、 2 階建のうち	296
山下ふ頭総合事 務所	中区山下町山 下ふ頭	鉄筋コンクリー ト造、3 階建	64
本牧ふ頭総合ビ ル	中区本牧ふ頭	鉄筋コンクリー ト、陸屋根、3 階建のうち	1,001

に 改 め、 同 項 第 2 号 の 表 中

「

本 牧 A 突 堤 基 部 事 務 所	同	軽 量 鉄 骨 造、 2 階 建	31
小 型 船 係 留 施 設 事 務 所	中 区 本 牧 ふ 頭 ほ か	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造、 一 部 鉄 骨 造 2 階 建 ほ か	1, 856

」

を

「

本 牧 A 突 堤 基 部 事 務 所	同	軽 量 鉄 骨 造、 2 階 建	31
------------------------	---	---------------------	----

」

に 改 め る。

第 11 項 の 表 中

「

山 下 ふ 頭 I	中 区 山 下 町 山 下 ふ 頭	212, 138
山 下 ふ 頭 II	同	189, 141

」

を

「

山 下 ふ 頭 I	中 区 山 下 町 山 下 ふ 頭	211, 508
山 下 ふ 頭 II	同	193, 411

」

に、

「

本 牧 関 産 地 区	中 区 錦 町 ほ か	267, 121
-------------	-------------	----------

」

を

「

本 牧 関 産 地 区	中 区 錦 町 ほ か	267, 750
-------------	-------------	----------

」

に、

「

金 沢 地 区	同	235, 750
---------	---	----------

」

を

「

金 沢 地 区	同	276, 027
---------	---	----------

」

に改める。

横 浜 市 告 示 第 93 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 別 表 第 1 第 1 号 ア (ア) の 表 の 規 定 に 基
づ き 専 用 使 用 に 供 す る 係 留 施 設 と す る 岸 壁 の 告 示 の 一 部
改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 別 表 第 1 第 1 号 ア (ア) の 表 の 規 定 に 基 づ き 専 用
使 用 に 供 す る 係 留 施 設 と す る 岸 壁 の 告 示 (令 和 4 年 3 月 横 浜 市 告 示
第 163 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行
す る 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 別 表 第 1 第 1 号 ア (ア) の 表 の 規 定 に 基 づ き 引 き
船 の 係 留 施 設 と す る 岸 壁 の 告 示 (平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 105 号
) に 規 定 す る 岸 壁 及 び 次 の と お り と す る 。

名 称	位 置
本 牧 小 型 船 係 留 施 設	中 区 本 牧 ふ 頭 ほ か
富 岡 小 型 船 係 留 施 設	金 沢 区 幸 浦 二 丁 目
柴 小 型 船 係 留 施 設	金 沢 区 柴 町
金 沢 小 型 船 係 留 施 設	金 沢 区 海 の 公 園 ほ か

横浜市告示第 94 号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成 17 年 2 月横浜市告示第 56 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

表中

「

横浜市火災予防規則（昭和 49 年 3 月横浜市規則第 23 号）	第 12 条 第 1 項	平成 20 年 6 月 5 日	喫煙等承認の申請
	第 31 条 第 1 項	平成 20 年 6 月 5 日	火煙発生の届出
	第 31 条 第 1 項	平成 20 年 6 月 5 日	水道断水・減水の届出
	第 31 条 第 1 項	平成 20 年 6 月 5 日	道路工事・占用の届出

」

を

「

横浜市火災予防規則（昭和 49 年 3 月横浜市規則第 23 号）	第 12 条 第 1 項	平成 20 年 6 月 5 日	喫煙等承認の申請
	第 22 条 の 3	令和 6 年 4 月 1 日	甲種防火管理講習等受講の申請
	第 22 条 の 3	令和 6 年 4 月 1 日	自衛消防業務講習受講の申請
	第 30 条 第 1 項	令和 6 年 4 月 1 日	燃料電池発電設備の設置の届出
	第 30 条 第 1 項	令和 6 年 4 月 1 日	水素ガスを充てんする気球の設置の届出
	第 31 条 第 1 項	平成 20 年 6 月 5 日	火煙発生の届出
	第 31 条 第 1 項	平成 20 年 6 月 5 日	水道断水・減水の届出
	第 31 条 第 1 項	平成 20 年 6 月 5 日	道路工事・占用の届出
	第 32 条	令和 6 年 4 月 1 日	少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出
	第 32 条 の 2 第 1 項	令和 6 年 4 月 1 日	指定数量未満の危険物及び指定可燃物のタンクの水張検査又は水圧検査

			の申請
	第 34 条 第 3 項	令和 6 年 4 月 1 日	消防用設備等又は 特殊消防用設備等 の設置等計画の届 出
横浜市危険物規 制規則（昭和 59 年 3 月横浜市規 則第 14 号）	第 12 条	令和 6 年 4 月 1 日	屋外貯蔵タンク内 部点検期間延長の 届出
	第 13 条	令和 6 年 4 月 1 日	地下貯蔵タンク等 の在庫の管理及び 危険物の漏えい時 の措置に関する計 画の届出
	第 15 条	令和 6 年 4 月 1 日	危険物製造所等使 用休止及び再開の 届出
	第 16 条 第 2 項	令和 6 年 4 月 1 日	危険物製造所等火 気使用工事の届出
	第 16 条 の 2	令和 6 年 4 月 1 日	危険物製造所等運 営管理委任の届出
	第 17 条	令和 6 年 4 月 1 日	危険物製造所等災 害発生の届出
	第 20 条 第 1 項	令和 6 年 4 月 1 日	許可書等再交付の 申請

に改める。

」

公 告

横 浜 市 公 告 第 170 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

ラ イ フ ガ ー デ ン 綱 島
港 北 区 樽 町 三 丁 目 2 番 58 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

三 井 住 友 ト ラ ス ト ・ パ ナ ソ ニ ッ ク フ ァ イ ナ ン ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 西 野 敏 哉
東 京 都 港 区 芝 浦 1 丁 目 2 番 3 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地	ラ イ フ ガ ー デ ン 綱 島 港 北 区 樽 町 三 丁 目 1, 029 番 の 1 ほ か	ラ イ フ ガ ー デ ン 綱 島 港 北 区 樽 町 三 丁 目 2 番 58 号
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	ウ エ ル シ ア 薬 局 株 式 会 社 代 表 取 締 役 松 本 忠 久 東 京 都 千 代 田 区 外 神 田 2 丁 目 2 番 15 号 ほ か 2 者	ウ エ ル シ ア 薬 局 株 式 会 社 代 表 取 締 役 田 中 純 一 東 京 都 千 代 田 区 外 神 田 2 丁 目 2 番 15 号 ほ か 1 者

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 5 年 3 月 1 日 ほ か

(5) 変 更 し た 理 由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 2 月 21 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 171 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

港北 M I N A M O

都筑区中川中央二丁目 7 番 18 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一也

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本 忠久 東京都千代田区外神田 2 丁目 2 番 15 号 ほか 6 者	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中 純一 東京都千代田区外神田 2 丁目 2 番 15 号 ほか 6 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 3 月 1 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和 6 年 2 月 21 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 172 号

事 後 調 査 計 画 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 (平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号) 第 57
条 に お い て 準 用 す る 同 第 38 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 旧 上 瀬 谷 通 信
施 設 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 に 係 る 事 後 調 査 計 画 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 173 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
3 年 9 月 横 浜 市 公 告 第 583 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
瀬 谷 区 瀬 谷 町 7,745 番 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物、ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 174 号

農用地利用集積計画の策定

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、当該農用地利用集積計画を次のとおり一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧場所

都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号

横浜市北部農政事務所

戸塚区戸塚町 16 番地の 17

横浜市南部農政事務所

2 縦覧期間

令和 6 年 3 月 25 日から当該農用地利用集積計画に定められた利用権存続期間又は残存期間満了の日まで備え置くこととする。

3 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

横浜市公告第 175 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の様	一時利用停止期間
帷子川親水緑道	旭区白根一丁目 1 番	別図のとおり 15,359 m ² のうち 2,672 m ²	立入禁止	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 176 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
舞 岡 八 幡 山 し ぜ ん 公 園	戸 塚 区 舞 岡 町 284 番	別 図 の と お り	5,050 m ²	1,956 m ²	令 和 6 年 3 月 25 日

別 図 (省 略)

横 浜 市 公 告 第 177 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
11478	関 東 設 備 有 限 会 社	平 塚 市 田 村 4 丁 目 19 番 20 号	令 和 6 年 1 月 31 日
11676	株 式 会 社 建 新	横 須 賀 市 小 川 町 26 番 地 の 9	令 和 6 年 2 月 29 日

横浜市公告第 178 号

横浜国際港都建設計画病院等の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画病院等の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第 3 条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 横浜国際港都建設計画病院
第 1 号南部地域総合病院
 - (2) 横浜国際港都建設計画道路
3・3・11 号環状 3 号線
- 2 都市計画を定める土地の区域
港南区港南台三丁目、港南台六丁目及び港南台八丁目地内
- 3 公聴会の日時及び場所
 - (1) 日時
令和 6 年 5 月 15 日午後 7 時開始
 - (2) 場所
港南区港南台三丁目 2 番 10 号
社会福祉法人恩賜財団済生会横浜市南部病院
研修棟会議室
- 4 縦覧期間
令和 6 年 3 月 25 日から令和 6 年 4 月 8 日まで
- 5 縦覧場所及び公述申出書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 6 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 6 年 3 月 25 日から令和 6 年 4 月 8 日まで
- 7 都市計画図書写しの閲覧場所
港南区港南四丁目 2 番 10 号
横浜市港南区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 179 号

マ ン シ ョ ン 建 替 組 合 の 理 事 長 の 氏 名 及 び 住 所

マ ン シ ョ ン の 建 替 え 等 の 円 滑 化 に 関 す る 法 律 (平 成 14 年 法 律 第 78 号) 第 25 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 ニ ッ ク ハ イ ム 綱 島 第 一 マ ン シ ョ ン 建 替 組 合 の 理 事 長 の 氏 名 及 び 住 所 を 公 告 す る 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 理 事 長 の 氏 名
川 本 正 秀
- 2 理 事 長 の 住 所
港 北 区 綱 島 西 二 丁 目 14 番 1 - 208 号

横浜市公告第 180 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 4 年 3 月 25 日第 2021 開 504 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
泉区岡津町 2,926 番地の 1
社会福祉法人敬愛
理事長 松井宏道
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
南区永田山王台 898 番の 2、898 番の 4、899 番の 2、899 番の 5、899 番の 6、922 番の 4 から 922 番の 7 まで、923 番の 7、930 番の 3、930 番の 5、930 番の 6、930 番の 8 及び 930 番の 15

横 浜 市 公 告 第 181 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 2 月 13 日 第 2022 開 1716 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 大 手 町 1 丁 目 3 番 2 号
住 友 林 業 株 式 会 社
代 表 取 締 役 光 吉 敏 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 荏 田 北 三 丁 目 7 番 の 5 の 一 部 、 7 番 の 6 及 び 7 番 の 52 か
ら 7 番 の 63 ま で

横 浜 市 公 告 第 182 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 6 月 6 日 第 2023 開 1803 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 8 番 3 号
株 式 会 社 ヒ ノ キ ヤ グ ル ー プ
代 表 取 締 役 近 藤 昭
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 中 川 五 丁 目 40 番 の 17 及 び 40 番 の 64

横浜市公告第 183 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 5 年 6 月 22 日 第 2023 開 301 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
都筑区茅ヶ崎南二丁目 23 番 14 号
デックス株式会社
代表取締役 高山裕司
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
西区境之谷 97 番の 1、97 番の 29、97 番の 35 及び 97 番の 40 の各一部、98 番の 8、98 番の 10 の一部、98 番の 20 の一部、98 番の 23 から 98 番の 43 まで並びに 93 番の 45 の一部

横 浜 市 公 告 第 184 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 12 月 20 日 第 2023 開 1116 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 大 倉 山 五 丁 目 3 番 1 - 1111 号
飯 田 正 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 大 倉 山 四 丁 目 1,510 番、 1,511 番 の 一 部、 1,512 番 の 1
の 一 部 及 び 1,512 番 の 2

横浜市公告第 185 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 15 ・ 3 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 3 月 12 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
42.24 m
- 5 指定の場所
栄区飯島町 2,469 番の 5
- 6 申請者の氏名
弥生建設株式会社
代表取締役 土屋 啓 一

横浜市公告第 186 号

市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可
都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 組合の名称
横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成 29 年 10 月 25 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区
神奈川区鶴屋町 1 丁目 41 番から 45 番まで
- 4 事務所の所在地
西区南幸二丁目 1 番 22 号
- 5 設立認可の年月日
平成 29 年 10 月 25 日
- 6 定款及び事業計画変更の認可年月日
令和 6 年 3 月 25 日

横浜市公告第 187 号

横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書縦覧

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合の定款及び事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市都市整備局都心再生部都心再生課

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

横浜市公告第 188 号

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、東高島駅北地区土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出があった。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 退任した理事

氏 名	住 所
日本通運株式会社 代表取締役 堀 切 智	東京都千代田区神田和泉町 2 番地

2 就任した理事

氏 名	住 所
日本通運株式会社 代表取締役 竹 添 進 二 郎	東京都千代田区神田和泉町 2 番地

達

達 第 3 号

庁 中 一 般

横 浜 市 守 衛 服 務 規 程 (昭 和 32 年 8 月 横 浜 市 達 第 18 号) の 一 部 を 次
の よ う に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 7 条 の 見 出 し 及 び 同 条 か ら 第 9 条 ま で の 規 定 中 「 及 び 警 備 長 」
を 削 る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 4 号

庁 中 一 般

横 浜 市 一 般 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程 (平 成 4 年 3 月 達 第 8 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 2 条 第 1 項 中 「 短 時 間 勤 務 職 員 」 を 「 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 」 に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この 達 は、 令 和 6 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。
- (暫 定 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 に つ い て の 横 浜 市 一 般 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 す る 規 程 の 適 用 に 関 す る 経 過 措 置)
- 2 暫 定 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 (地 方 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 (令 和 4 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 26 号) 附 則 第 13 項、 第 14 項、 第 16 項 又 は 第 17 項 の 規 定 に よ り 採 用 さ れ た 職 員 を い う 。) は、 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 と み な し て、 第 2 条 第 1 項 の 規 定 を 適 用 す る 。

達 第 5 号

庁 中 一 般

フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程（平成 31 年 3 月達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山 中 竹 春

第 2 条 第 1 項 中 「別表のとおりとする。」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 別表第 1
- (2) 横浜市一般職職員の勤務時間に関する規程（平成 4 年 3 月達第 8 号）第 2 条 第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員のうち、1 週間当たりの勤務時間が 31 時間 15 分である職員 別表第 2

附則第 3 項を削る。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 2 条 第 1 項 第 1 号）

組 別	勤 務 時 間	休 憩 時 間
1 組	午前 7 時から午後 3 時 45 分まで	勤務時間の途中に 1 時間を与える。
2 組	午前 7 時 15 分から午後 4 時まで	
3 組	午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分まで	
4 組	午前 7 時 45 分から午後 4 時 30 分まで	
5 組	午前 8 時から午後 4 時 45 分まで	
6 組	午前 8 時 15 分から午後 5 時まで	
7 組	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで	
8 組	午前 9 時から午後 5 時 45 分まで	
9 組	午前 9 時 15 分から午後 6 時まで	
10 組	午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで	
11 組	午前 9 時 45 分から午後 6 時 30 分まで	

12 組			午前 10 時から午後 6 時 45 分まで	
13 組			午前 10 時 15 分から午後 7 時まで	
14 組			午前 10 時 45 分から午後 7 時 30 分まで	
15 組			午前 11 時 15 分から午後 8 時まで	
16 組			午前 11 時 45 分から午後 8 時 30 分まで	
17 組			午後 零 時 15 分から午後 9 時まで	
18 組	(1)	ア	午前 7 時から午後 5 時 30 分まで	
		イ	午前 7 時 30 分から午後 6 時まで	
		ウ	午前 8 時から午後 6 時 30 分まで	
		エ	午前 8 時 30 分から午後 7 時まで	
		オ	午前 9 時から午後 7 時 30 分まで	
		カ	午前 9 時 30 分から午後 8 時まで	
		キ	午前 10 時から午後 8 時 30 分まで	
	(2)	ア	午前 8 時から午後 3 時 まで	
		イ	午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分まで	
		ウ	午前 9 時から午後 4 時 まで	
		エ	午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	
		オ	午前 10 時から午後 5 時 まで	
	19 組	(1)	ア	午前 7 時から午後 6 時 30 分まで
			イ	午前 7 時 30 分から午後 7 時まで

	ウ	午前 8 時から午後 7 時 30 分まで
	エ	午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
	オ	午前 9 時から午後 8 時 30 分まで
	カ	午前 9 時 30 分から午後 9 時まで
(2)	ア	午前 9 時から午後 3 時 まで
	イ	午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
	ウ	午前 10 時から午後 4 時 まで

(備考)

- 1 13 組から 17 組までは、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。
- 2 18 組及び 19 組は(1)及び(2)のうち、一つずつ選択し、一つの組合せとして割り振ることとする。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 2 条第 1 項第 2 号)

組別	勤務時間	休憩時間
1 組	午前 7 時 45 分から午後 3 時まで	勤務時間の途中に 1 時間を与 える。
2 組	午前 8 時から午後 3 時 15 分まで	
3 組	午前 8 時 15 分から午後 3 時 30 分まで	
4 組	午前 8 時 30 分から午後 3 時 45 分まで	
5 組	午前 8 時 45 分から午後 4 時まで	
6 組	午前 9 時から午後 4 時 15 分まで	
7 組	午前 9 時 15 分から午後 4 時 30 分まで	
8 組	午前 9 時 30 分から午後 4 時 45 分まで	
9 組	午前 9 時 45 分から午後 5 時まで	

10 組	午前 10 時から午後 5 時 15 分まで
11 組	午前 11 時 45 分から午後 7 時まで
12 組	午後 零時 15 分から午後 7 時 30 分まで
13 組	午後 零時 45 分から午後 8 時まで
14 組	午後 1 時 15 分から午後 8 時 30 分まで
15 組	午後 1 時 45 分から午後 9 時まで

(備考)

11 組から 15 組までは、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

(暫定再任用短時間勤務職員についてのフレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の適用に関する経過措置)

- 3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年 9 月横浜市条例第 26 号）附則第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 2 条第 1 項第 2 号の規定を適用する。

達 第 6 号

庁 中 一 般

ランチシフト制度の対象職員の休憩時間の特例に関する規程（令和 3 年 3 月達第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 3 条 第 1 項 中 「及 び そ の 他 」 を 「そ の 他 」 に 改 め 、 同 項 の 表 を 次 の よう に 改 め る 。

組 別	休 憩 時 間
A 組	午 前 11 時 か ら 午 後 零 時 ま で
B 組	午 前 11 時 15 分 か ら 午 後 零 時 15 分 ま で
C 組	午 前 11 時 30 分 か ら 午 後 零 時 30 分 ま で
D 組	午 前 11 時 45 分 か ら 午 後 零 時 45 分 ま で
E 組	午 後 零 時 15 分 か ら 午 後 1 時 15 分 ま で
F 組	午 後 零 時 30 分 か ら 午 後 1 時 30 分 ま で
G 組	午 後 零 時 45 分 か ら 午 後 1 時 45 分 ま で
H 組	午 後 1 時 か ら 午 後 2 時 ま で

第 3 条 第 2 項 中 「又 は 所 属 長 」 を 「、 所 属 長 」 に 改 め る 。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

- 1 この 達 は、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

（ 準 備 行 為 ）

- 2 この 達 の 施 行 に 関 し 必 要 な 行 為 は、 この 達 の 施 行 前 に お い て も 行 う こ と が で き る 。

達 第 7 号

庁 中 一 般

区 長 会 議 規 程 (平 成 18 年 3 月 達 第 4 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正
す る 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 3 条 第 3 項 中 「 議 長 」 を 「 市 長 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 8 号

庁 中 一 般

横 浜 市 松 風 学 園 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程 (昭 和 54 年 7 月 達 第
36 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

別 表 中 「 栄 養 士 」 の 項 を 削 る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 9 号

庁 中 一 般

横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程、横浜市中心卸売市場食品衛生検査所規程及び横浜市食肉衛生検査所処務規程の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

(横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程の一部改正)

第 1 条 横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程(平成 19 年 3 月達第 13 号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 中食品衛生課の部、部長専決事項の欄、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する事務の項、第 18 号中「第 38 条第 2 項」を「第 53 条第 2 項」に改める。

医療安全課の部、事案の欄「臨床検査技師等に関する法律等に関する事務」を「臨床検査技師等に関する法律に関する事務」に改める。

同部部長専決事項の欄、死体解剖保存法に関する事務の項第 3 号から第 5 号までを削る。

同部同欄、毒物及び劇物取締法に関する事務の項第 6 号を第 3 号とし、第 7 号から第 11 号までを 3 号ずつ繰り上げ、第 11 号の 2 を第 9 号とし、第 11 号の 3 を第 10 号とする。

同部同欄、歯科技工士法に関する事務の項第 12 号を第 11 号とし、第 13 号を第 12 号とする。

同部同欄、臨床検査技師等に関する法律に関する事務の項第 14 号を第 13 号とし、第 15 号を第 14 号とし、第 16 号及び第 17 号を削り、第 18 号を第 15 号とし、第 19 号を第 16 号とし、第 20 号を第 17 号とし、第 21 号から第 23 号までを削る。

同部同欄、看護師等の人材確保の促進に関する法律に関する事務の項第 24 号を第 18 号とし、第 25 号を第 19 号とし、第 26 号を第 20 号とする。

同部課長専決事項の欄、医療施設調査規則に関する事務の項第 19 号を第 27 号とし、第 18 号を第 26 号とする。

同部同欄、臨床検査技師等に関する法律に関する事務の項に次の 5 号を加える。

- (21) 法第 20 条の 4 第 3 項の規定による衛生検査所の廃止等の届出の受理に関すること。
- (22) 法第 20 条の 4 第 4 項の規定による検体検査用放射性同位元素の備付け等の届出の受理に関すること。
- (23) 省令第 18 条の規定による衛生検査所の登録証明書の書換え交付に関すること。

(24) 省令第 19 条の規定による衛生検査所の登録証明書の再交付に関すること。

(25) 省令第 20 条の規定による衛生検査所の登録証明書の返納に関すること。

同部同欄、毒物及び劇物取締法に関する事務の項第 17 号を第 20 号とし、第 3 号から第 16 号までを 3 号ずつ繰り下げる。

同部同欄、死体解剖保存法に関する事務の項第 2 号を第 5 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

(2) 特例条例別表第 69 項第 2 号の規定による住所の変更の届出の受理に関すること。

(3) 特例条例別表第 69 項第 3 号の規定による旧住所地の都道府県知事に対する通知に関すること。

(4) 特例条例別表第 69 項第 4 号の規定による認定を受けた者の名簿の作成に関すること。

別表の 2 中生活衛生課の部、センター長専決事項の欄、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する事務の項、第 140 号中「第 38 条第 2 項」を「第 53 条第 2 項」に、同項第 141 号中「第 38 条第 5 項」を「第 53 条第 5 項」に改める。

同部課長専決事項の欄、食品衛生法に関する事務の項、第 51 号中「第 9 条第 4 項」を「第 9 条第 5 項」に改める。

同部同欄、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する事務の項、第 119 号中「第 38 条第 5 項」を「第 53 条第 5 項」に改める。

(横浜市中央卸売市場食品衛生検査所規程の一部改正)

第 2 条 横浜市中央卸売市場食品衛生検査所規程(昭和 45 年 9 月達第 34 号)の一部を次のように改める。

第 3 条第 18 号中「第 38 条第 2 項」を「第 53 条第 2 項」に、同条第 19 号中「第 38 条第 5 項」を「第 53 条第 5 項」に改める。

第 6 条第 1 項第 7 号中「150,000 円」を「200,000 円」に改め、「(修繕に係るものにあつては、1 件 200,000 円未満)」を削る。

(横浜市食肉衛生検査所処務規程の一部改正)

第 3 条 横浜市食肉衛生検査所処務規程(昭和 37 年 3 月達第 2 号)の一部を次のように改める。

第 3 条第 1 項第 10 号中「150,000 円」を「200,000 円」に改め、「(修繕に係るものにあつては、1 件 200,000 円未満)」を削る。

第 5 条 削除

第 6 条を第 5 条に改める。

附 則

この達は、公布の日から施行する。

達 第 10 号

庁 中 一 般

横 浜 市 電 話 交 換 取 扱 者 服 務 規 程 (昭 和 32 年 8 月 横 浜 市 達 第 19 号)
は、令 和 6 年 3 月 31 日 限 り 廃 止 す る。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

達 第 11 号

庁 中 一 般

横 浜 市 当 直 服 務 規 程 (昭 和 32 年 8 月 横 浜 市 達 第 20 号) は、 令 和 6
年 3 月 31 日 限 り 廃 止 す る。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

達 第 12 号

庁 中 一 般

横 浜 市 市 民 生 活 関 連 物 資 緊 急 対 策 本 部 設 置 規 程 (昭 和 48 年 12 月 20
日 達 第 44 号) は、 令 和 6 年 3 月 31 日 限 り 廃 止 す る 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

区 告 示

金 沢 区 告 示 第 2 号 (令 和 6 年 3 月 8 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 六 浦 ハ イ タ ウ ン 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 3 月 8 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	太 田 次 郎 金 沢 区 六 浦 南 四 丁 目 13 番 11 号	高 橋 直 夫 金 沢 区 六 浦 南 三 丁 目 7 番 2 号

区 公 告

保 土 ヶ 谷 区 公 告 第 36 号 (令 和 6 年 3 月 7 日 掲 示 済)

横 浜 市 常 盤 台 コ ミ ュ ニ テ ィ ハ ウ ス の 指 定 管 理 者 の 指 定
 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に
 基 づ き 、 横 浜 市 常 盤 台 コ ミ ュ ニ テ ィ ハ ウ ス の 指 定 管 理 者 と し て 、 次
 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 6 年 3 月 7 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 長 神 部 浩

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 常 盤 台 コ ミ ュ ニ テ ィ ハ ウ ス	東 京 都 豊 島 区 東 池 袋 1 丁 目 44 番 3 号	労 働 者 協 同 組 合 ワ ー カ ー ズ コ ー プ ・ セ ン タ ー 事 業 団 代 表 理 事 田 嶋 羊 子	令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 令 和 11 年 3 月 31 日 ま で

泉区公告第 31 号（令和 6 年 3 月 8 日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 3 月 8 日

横浜市泉区長 山口 賢

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 39 - 20 浜 横浜	令和 5 年 5 月 21 日

旭区公告第 30 号（令和 6 年 3 月 13 日掲示済）

横浜市上白根コミュニティハウスの指定管理者の指定
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に
 基づき、横浜市上白根コミュニティハウスの指定管理者として、次
 の者を指定した。

令和 6 年 3 月 13 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市上白根コミュニティハウス	東京都豊島区東池袋 1-44-3	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事 田 嶋 羊 子	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日まで

都 筑 区 公 告 第 24 号

横浜市勝田小学校コミュニティハウスの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市勝田小学校コミュニティハウスの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市都筑区長 佐々田 賢 一

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 29 番 5 号	特定非営利活動法人つづき 区民交流協会 理事長 萩 野 幸 男	横浜市勝田小学校 コミュニティハウ スの供用開始の日 から令和 11 年 3 月 31 日まで

消防局

消防局告示第 1 号

消防長が行う講習の実施方法の一部改正

消防長が行う講習の実施方法（平成 21 年 6 月安全管理局告示第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市消防局長 平 中 隆

第 5 項中「原則として次のとおり」を「横浜市内に在住する者又は
在勤する者のうち、次の各号に規定する者」に改め、同項第 1 号
及び第 2 号中「うち、横浜市内に存するものの」を削り、同項第 4
号中「うち、横浜市内に存するものに置かれた」を削り、同号及び
同項第 5 号中「定める告示」を「定める件」に改め、同項第 6 号中
「うち、横浜市内に存するものの」を削り、同項第 8 号中「第 6 号
に規定する者」を「第 1 号又は第 6 号に規定する者」に改め、同項
第 9 号中「並びに甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併
せて実施する講習の課程を修了した者」を「又は第 7 号の規程に該
当し、甲種防火管理新規講習の課程を修了した者」に改める。

消防局公告第 1 号

市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 6 年 3 月 25 日

契約事務受任者

横浜市消防局長 平 中 隆

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在地 (施設名)	貸付面積 (㎡)
05-21-005	鶴見区矢向三丁目 30 番 13 号 鶴見消防署矢向消防出張所 ほか 40 か所	61.5

(3) 最低貸付料 (年額)

物件番号 05-21-005 954,230 円

(4) 貸付期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

入札参加者は、入札日 (ただし、基準日を別に定める場合を除く。) において、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、横浜市指名停止等措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件 (入札物件) に飲料 (酒税法 (昭和 28 年法律第 6 号) による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。) 等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間

中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 令和 3 年度及び令和 4 年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- (8) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条に違反した者でないこと。

3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付

(1) 交付期間

令和 6 年 3 月 25 日から令和 6 年 4 月 23 日まで（午前 8 時 45 分から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 交付場所

保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 20

横浜市消防局総務部施設課（横浜市消防局 7 階）

電話 045(334)6575

※横浜市ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2023/sonota/shobo/inryo-jihanki004.html>

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和 6 年 4 月 12 日から令和 6 年 4 月 23 日まで（午前 8 時 45 分から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 20

横浜市消防局総務部総務課（横浜市消防局 7 階）

電話 045(334)6525

(3) 申込方法

持参による。電話、郵送による受付は行わない。

5 入札日時及び場所

令和 6 年 5 月 7 日午後 2 時

保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 20

横浜市消防局 2 階 入札室

6 入札保証金

免除

7 次の入札は無効とする。

(1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領における入札要領第 7 条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

水道局

横浜市水道局企業職員の職務発明に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山岡 秀一

水道局規程第 4 号

横浜市水道局企業職員の職務発明に関する規程の一部を改正する規程

横浜市水道局企業職員の職務発明に関する規程（昭和 57 年 12 月水道局規程第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「又は室」を削り、「部長等」を「部長」に改め、同条第 4 項中「部長等」を「部長」に改める。

第 11 条中「権利」の次に「に係る発明の実施」を加える。

第 14 条第 1 項中「1 月 1 日から 12 月 31 日まで」を「4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」に、「12 月 31 日時点」を「3 月 31 日時点」に改め、「前年」の次に「3 月 31 日」を加える。

第 18 条第 2 項を次のように改める。

2 職務発明審査会の組織、運営等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第 19 条及び第 20 条を次のように改める。

（職務発明審査会への諮問等）

第 19 条 管理者は、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ、職務発明審査会に諮問しなければならない。

- (1) 第 5 条の規定による認定又は決定
- (2) 第 8 条第 1 項の規定による決定
- (3) 第 11 条の規定による実施許諾
- (4) 第 12 条、第 13 条及び第 14 条第 4 項の規定による額の決定
- (5) 第 21 条の規定による特許を受ける権利又は特許権の譲渡等
- (6) 第 22 条の規定による特許を受ける権利又は特許権の放棄
- (7) 第 23 条第 2 項の規定による決定
- (8) その他管理者が必要と認める事項

2 管理者は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重しなければならない。

3 管理者は、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ、その額について職務発明審査会に報告しなければならない。

- (1) 第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により実施補償金を支払う場合

(2) 第 14 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 一 時 金 を 支 払 う 場 合
第 20 条 削 除
附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条 第 1 項 及び 第 4 項 の 改 正 規 定 は 令 和 6 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

- 2 令 和 6 年 1 月 1 日 から 同 年 3 月 31 日 ま で の 実 施 補 償 金 に 対 す る こ の 規 程 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 水 道 局 企 業 職 員 の 職 務 発 明 に 関 す る 規 程 第 14 条 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 同 条 中 「 毎 年 4 月 1 日 か ら 翌 年 3 月 31 日 ま で 」 と あ る の は 、 「 令 和 6 年 1 月 1 日 か ら 同 年 3 月 31 日 ま で 」 と し 、 「 前 年 3 月 31 日 ま で 」 と あ る の は 「 前 年 」 と す る 。

水道局告示第 2 号

横浜市水道局配水部北部方面工事課等の執務場所の一部
改正

横浜市水道局配水部北部方面工事課等の執務場所（平成 23 年 5 月
水道局告示第 4 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日
から施行する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 岡 秀 一

「建設課」を「施設整備課」に改める。

水道局告示第 3 号



公印の新調及び廃止

次のとおり公印を新調し、及び廃止する。

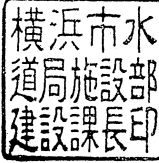

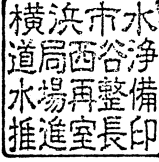
令和 6 年 3 月 25 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山岡 秀 一

1 新調

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市水道局施設部施設整備課長印	令和 6 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 / 施設整備課	令和 6 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市水道局施設部建設課長印	令和 6 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 / 建設課	令和 6 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市水道局西谷浄水場再整備推進室長印	令和 6 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)

<p>横浜市水道局西 谷浄水場再整備 推進室再整備推 進課長印</p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日</p>	<p> (方 21 ミリメートル)</p>
<p>横浜市水道局分 任企業出納員印 ／再整備推進課</p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日</p>	<p> (方 21 ミリメートル)</p>

水道局告示第 4 号

横浜市水道局収納取扱金融機関の指定

横浜市水道局収納取扱金融機関を次のように指定した。

横浜市水道局収納取扱金融機関等の指定（昭和 58 年 4 月水道局告示第 1 号）は、廃止する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山岡 秀 一

収納取扱金融機関の名称

株式会社あおぞら銀行
株式会社 SMBC 信託銀行
株式会社 SBI 新生銀行
株式会社神奈川銀行
神奈川県医師信用組合
神奈川県歯科医師信用組合
神奈川県信用農業協同組合連合会
かながわ信用金庫
川崎信用金庫
株式会社きらぼし銀行
株式会社群馬銀行
株式会社埼玉りそな銀行
さわやか信用金庫
株式会社静岡銀行
株式会社静岡中央銀行
芝信用金庫
湘南信用金庫
城南信用金庫
信用組合横浜華銀
スルガ銀行株式会社
世田谷信用金庫
株式会社大光銀行
株式会社第四北越銀行
中央労働金庫
株式会社東京スター銀行
ハナ信用組合
株式会社東日本銀行
株式会社北陸銀行
株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社

株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行
株 式 会 社 ゆ う ち ょ 銀 行
横 浜 幸 銀 信 用 組 合
横 浜 信 用 金 庫
横 浜 農 業 協 同 組 合
楽 天 銀 行 株 式 会 社
株 式 会 社 り そ な 銀 行

交通局

モバイル P A S M O 取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 6 号

モバイル P A S M O 取扱規程の一部を改正する規程

モバイル P A S M O 取扱規程（令和 2 年 3 月交通局規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項第 4 号中「及び」を「、」に改め、「一体型 P A S M O」の次に「及び障がい者用 P A S M O」を加える。

第 18 条に次の 1 項を加える。

6 第 1 項の規定にかかわらず、モバイル I C 特定端末に通学定期乗車券を購入する旅客は、保護者等のクレジットカードを定期旅客運賃の決済に使用することができる。このとき、決済に使用するクレジットカードに関する情報は、購入の都度、クレジットカードの名義人が入力するものとする。

第 18 条の 2 第 2 項第 4 号中「及び」を「、」に改め、「一体型 P A S M O」の次に「及び障がい者用 P A S M O」を加える。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 7 号

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程等の一部を改正する規程

(横浜市交通局高速鉄道運賃条例施行規程の一部改正)

第 1 条 横浜市交通局高速鉄道運賃条例施行規程(昭和 47 年 12 月交通局規程第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条 第 1 項中「昼間割引回数乗車券(以下「昼間割引回数券」という。)、」及び「土休日割引回数乗車券(以下「土休日割引回数券」という。)、」を削り、同条第 2 項中「昼間割引回数券、」及び「土休日割引回数券、」を削る。

第 27 条 第 1 項中「昼間割引回数券、」及び「土休日割引回数券、」を削る。

第 31 条 の 6 の見出しを「昼間割引回数乗車券の通用」に改め、第 1 項を削り、第 2 項中「昼間割引回数券」を「昼間割引回数乗車券(以下「昼間割引回数券」という。)」に改め、第 2 項を第 1 項とする。

第 31 条 の 7 第 3 項中「前条第 2 項」を「前条」に改める。

第 31 条 の 8 の見出しを「土休日割引回数乗車券の通用」に改め、第 1 項を削り、第 2 項中「土休日割引回数券」を「土休日割引回数乗車券(以下「土休日割引回数券」という。)」に改め、第 2 項を第 1 項とする。

第 31 条 の 9 第 3 項中「前条第 2 項」を「前条」に改める。

第 40 条 を次のように改める。

(定期券の継続発売等)

第 40 条 管理者は、定期券を所持する旅客に対して、その定期券の通用期間内にこれと引換えに同一の種類、区間及び経路のものを発売する場合は、通用開始日の 14 日前から使用できる定期券を発売(以下「継続発売」という。また、これにより旅客が購入することを「継続購入」という。)することができる。この場合において、次のいずれかに該当する場合は、旅客は定期券購入申込書の提出を省略することができる。

- (1) 通勤定期券を継続購入する場合
- (2) すでに所持している通学定期券が発売された日と同一学年内に継続購入する場合で、新たに発売する通学定期券の通用期間が学年の終了する日から 1 箇月を超えない場合

- (3) すでに所持している通学定期券に旅客が認定学校を卒業する日（以下「卒業予定年月日」という。）が登録されており、卒業予定年月日までに継続購入する場合で、新たに発売する通学定期券の通用期間が卒業予定年月日から 1 箇月を超えない場合
- 2 通学定期券を継続購入しようとする者は、通学証明書を提出し、又は通学定期券購入兼用の学生証若しくは第 64 条第 1 項第 1 号に規定する一般用の学生証を提示しなければならない。ただし、前項第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、通用期間が満了した通学定期券を所持する者で、次のいずれかに該当する場合に準用する。
- (1) 通用期間が満了した通学定期券を発売した日と同一学年内に、その通学定期券と同一の種類、区間及び経路のものを購入する場合
- (2) 通用期間が満了した通学定期券に卒業予定年月日が登録されている場合で、通用期間の満了した日から 1 年以内かつ卒業予定年月日までに、その通学定期券と同一の種類、区間及び経路のものを購入する場合
- 4 前各項の規定にかかわらず、第 33 条第 1 項及び第 34 条第 1 項の規定により、学習塾に通うため通学定期券を継続購入しようとする者は、その都度、学習塾在籍証明書を提出しなければならない。

第 57 条第 3 項中「昼間割引回数券、土休日割引回数券、」を削る。

第 62 条第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 「旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。」

第 101 条第 1 項第 5 号中「容器に収納した重量が 20 キログラム以内のもの」を「容器に収納した重量が 20 キログラム以内のもの又は前条第 3 項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬」に改める。

第 3 号様式中

「

氏名年齢性別	(歳) 男 女
--------	-----------

」

を

「

氏名年齢	(歳)
------	-------

」

に改め、

「

乗 車 区 間	駅 ————— 駅 経 由
---------	------------------

」

の次に

「

卒 業 予 定 年 月 日	年 月 日
------------------	-------

」

を加え、注意 2 中「（性別は、該当のものを○で囲んでください。）」を削り、注意 5 中「提出してください。」の次に「（横浜市運賃条例施行規程第 40 条第 2 項又は第 3 項各号に該当する場合を除きます。）」を加える。

第 9 号様式の備考（3）を（4）とし、備考（4）を（5）とし、備考（5）を（6）とし、備考（2）の次に次の備考を加える。

(3) 年 月 日まで有効内には、卒業予定年月日を表示する

。（横浜市高速鉄道 IC カード乗車券取扱規程の一部改正）

第 2 条 横浜市高速鉄道 IC カード乗車券取扱規程（平成 30 年 3 月交通局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 5 項中「第 4 項の規定にかかわらず、」の次に「学習塾に通うための通学定期乗車券、」を加える。

。（横浜市高速鉄道モバイル IC 乗車券取扱規程の一部改正）

第 3 条 横浜市高速鉄道モバイル IC 乗車券取扱規程（令和 2 年 8 月交通局規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 6 項中「身体障害者等割引通学定期乗車券、」の次に「学習塾に通うための通学定期乗車券、」を加え、第 9 項の次に次の 1 項を加える。

10 第 1 項の規定にかかわらず、モバイル P A S M O 及び A p p l e P a y の P A S M O に通学定期乗車券を購入する旅客は、保護者等のクレジットカードを定期旅客運賃の決済に使用することができる。このとき、決済に使用するクレジットカードに関する情報は、購入の都度、クレジットカードの名義人が入力するものとする。

第 11 条第 4 項中「取り扱うものとする。」の次に「ただし、第 9 条第 10 項の規定により決済する場合は、この限りではない。」を加える。

(横 浜 市 高 速 鉄 道 乗 車 規 程 の 一 部 改 正)

第 4 条 横 浜 市 高 速 鉄 道 乗 車 規 程 (平 成 27 年 3 月 交 通 局 規 程 第 4 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 5 条 第 1 項 第 5 号 を 第 6 号 と し 、 第 6 号 か ら 第 14 号 を 1 号 ず つ 繰 り 下 げ 、 第 4 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(5) 前 号 の ほ か 、 係 員 等 の 許 可 な く 営 利 を 目 的 と し た 行 為 を す る こと 。

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三村 庄 一

交通局規程第8号

横浜市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程
横浜市交通局事務決裁規程（昭和49年2月交通局規程第2号）の
一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

管理者決裁事項

- | |
|---|
| <p>(1) 交通事業の基本方針の決定に関すること。</p> <p>(2) 重要な事務事業の計画の樹立及び執行に関すること。</p> <p>(3) 国、県等に対する意見書、要望書、計画書等の提出に関すること。</p> <p>(4) 重要な請願、陳情、要望、申請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関すること。</p> <p>(5) 条例、規程、局達、通達、要綱及び要領の制定及び廃止に関すること。</p> <p>(5)の2 条例並びに重要な規程、局達、要綱及び要領の改正に関すること。</p> <p>(6) 削除</p> <p>(7) 交通局の組織及び職制に関すること。</p> <p>(8) 重要な審査請求、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。</p> <p>(9) 重要な許可、認可、免許その他の行政処分に関すること。</p> <p>(10) 職員の任免並びに重要な分限及び懲戒に関すること。</p> <p>(11) 部長の休職及び復職に関すること。</p> <p>(12) 部長の職務に専念する義務の免除に関すること。</p> <p>(13) 部長の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関すること。</p> <p>(14) 部長及び課長の外国出張に関すること。</p> <p>(14)の2 部長及び課長の営利企業等の従事に関すること。</p> <p>(15) 部長の市外出張（近隣地を除く。）に関すること。</p> <p>(16) 表彰、ほう賞及び儀式に関すること。</p> <p>(17) 労働組合との協約及び重要な覚書の締結及び改廃に関すること。</p> <p>(18) 予算の原案及び説明書の作成に関すること。</p> |
|---|

- (19) 決算の調製に関すること。
- (20) 重要な企業債の発行に関すること。
- (21) 1 件 50,000,000 円以上の財産の処分及び 1 件 300,000,000 円以上の財産の取得（交換を含む。以下同じ。）に関すること。
- (22) 1 件 350,000,000 円以上の工事（車両等製造を含む。以下同じ。）の施行決定に関すること。
- (23) 請負金額の増減が 1 件 210,000,000 円以上または 1 件 210,000,000 円未満で増減が 20 パーセント以上となる管理者決裁事項に係る工事の設計又は仕様の変更決定に関すること。
- (24) 削除
- (25) 補償価額が 1 件 20,000,000 円以上の高速鉄道建設に係る土木施設工事に伴う沿道家屋等の補償に関すること。
- (26) 補償価額が 1 件 80,000,000 円以上の財産の取得及び借受けに伴う補償に関すること。
- (27) 賠償価額が 1 件 12,000,000 円以上の損害賠償の決定及び和解に関すること（高速鉄道本部長、自動車本部長、駅務管理所長、乗務管理所長及び営業所長専決事項に属するものを除く。）。
- (28) 1 件 50,000,000 円以上の物品、労力その他の調達等の決定に関すること。
- (28) の 2 1 件 1,000,000 円以上の負担金、補助金、交付金等（支払義務の確定しているものを除く。）の交付に関すること。
- (29) 1 件 100,000,000 円以上の委託の決定に関すること。
- (29) の 2 請負金額の増減が 1 件 60,000,000 円以上または 1 件 60,000,000 円未満で増減が 20 パーセント以上となる管理者決裁事項に係る委託の設計又は仕様の変更決定に関すること。
- (29) の 3 一般競争入札に係る工事の決定に関すること。
- (30) 1 件 600,000,000 円以上の工事の請負契約に係る見積書の徴収に関すること。
- (30) の 2 1 件 600,000,000 円以上の工事の請負契約に係る予定価格の決定に関すること（設計・施行一括発注方式の工事に限る。）。
- (30) の 3 1 件 600,000,000 円以上の工事の請負契約の締結に関すること。
- (31) 1 件 50,000,000 円以上の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る見積書の徴収に関すること。
- (31) の 2 1 件 100,000,000 円以上の物品、労力その他の調達等の

- 契約及び不要品の売払いの契約に係る予定価格の決定に関する事
 (31) の 3 1 件 100,000,000 円以上の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約の締結に関する事。
 (31) の 4 1 件 200,000,000 円以上の第 2 類委託契約（横浜市契約事務委任規則（平成 11 年 4 月横浜市規則第 37 号）第 3 条第 2 項第 4 号に規定する契約をいう。以下同じ。）に係る入札の執行に関する事。
 (31) の 5 1 件 100,000,000 円以上の委託契約（第 2 類委託契約を含む。次 2 号において同じ。）に係る見積書の徴収に関する事。
 (31) の 6 1 件 200,000,000 円以上の委託契約に係る予定価格の決定に関する事。
 (31) の 7 1 件 200,000,000 円以上の委託契約の締結に関する事。
 (32) 削除
 (33) 管理者決裁事項に係る契約の重要な変更及び解除に関する事。
 (34) 賃貸料月額 1 件 1,000,000 円以上の財産の貸付けの決定及び賃借料月額 1 件 1,000,000 円以上の財産の借受けの決定に関する事。
 (35) 高速鉄道施設及び高速鉄道建設工事に係る重要な設計協議に関する事。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2

部長専決事項

- 1 部長共通専決事項
 (1) 事務事業の計画の樹立及び執行に関する事。
 (2) 請願、陳情、要望等の処理に関する事。
 (2) の 2 告示及び公告に関する事。
 (2) の 3 申請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関する事。
 (2) の 4 管理者決裁を必要としない規程、局達、通達、要綱及び要領の改正に関する事。
 (2) の 5 審査請求その他の不服申立て、訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁及び裁定に関する事。
 (2) の 6 許可、認可、免許その他の行政処分に関する事。
 (3) 課長の職務に専念する義務の免除に関する事。
 (4) 課長の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関する事。

- (5) 部長の市外出張（近隣地）、課長の市外出張及び係長以下の職員の外国出張に関する事。
- (5)の2 軽易又は定例の儀式、行事等に関する事。
- (6) 1件350,000,000円未満の工事の施行決定に関する事。
- (7) 請負金額の増減が1件210,000,000円未満で増減が20パーセント未満の管理者決裁事項に係る工事の設計又は仕様の変更の決定に関する事。
- (7)の2 部長専決事項に係る工事の設計又は仕様の変更の決定に関する事。
- (8) 1件50,000,000円未満の物品、労力その他の調達等の決定に関する事。
- (8)の2 支払義務の確定している1件5,000,000円以上の負担金、補助金、交付金等の交付に関する事。
- (8)の3 1件1,000,000円未満の負担金、補助金、交付金等（支払義務の確定しているものを除く。）の交付に関する事。
- (9) 1件100,000,000円未満の委託の決定に関する事。
- (9)の2 請負金額の増減が1件60,000,000円未満で増減が20パーセント未満の管理者決裁事項に係る委託の設計又は仕様の変更の決定に関する事。
- (9)の3 部長専決事項に係る委託の設計又は仕様の変更の決定に関する事。
- (10) 1件30,000円以上の接遇経費の支出に関する事。
- (11) 1件500,000円以上の諸経費の支出に関する事。
- (12) 賃貸料月額1件1,000,000円未満の財産の貸付けの決定及び賃借料月額1件1,000,000円未満の財産の借受けの決定に関する事。
- (13) 賃貸料月額1件1,000,000円以上の財産の貸付けの継続の決定及び賃借料月額1件1,000,000円以上の財産の借受けの継続の決定に関する事。
- (14) 賠償価額が1件1,000,000円以上12,000,000円未満の損害賠償の決定及び和解に関する事（高速鉄道本部長、自動車本部長、駅務管理所長、乗務管理所長及び営業所長専決事項に属するものを除く。）。
- 2 総務部長専決事項
 - (1) 報道機関に対する発表に関する事。
 - (2) 軽易又は定例の表彰及びほう賞に関する事。
 - (3) 労働組合との軽易な協約の締結及び改廃に関する事。
 - (4) 交通局公金等管理委員会委員その他これらに準ずる委員会委員の任免に関する事。

- (5) 運転事故に係る職員の停職、減給、戒告等に関すること。
- (6) 係長以下の職員の営利企業等の従事に関すること。
- (7) 課長、係長及び職員の休職、復職、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び育児短時間勤務並びに部分休業に関すること。
- (8) 横浜市交通局厚生会に対する助成金の支出に関すること。

3 経営管理部長専決事項

- (1) 企業債の発行及びその手続に関すること。
- (2) 予算の範囲内における一時借入金に関すること。
- (3) 1 件 600,000,000 円以上の工事の請負契約に係る入札の執行に関すること（契約部長の専決事項に係るものを除く。以下第 18 号まで同じ。）。
- (4) 1 件 600,000,000 円未満の工事の請負契約に係る見積書の徴収に関すること。
- (5) 1 件 600,000,000 円以上の工事の請負契約に係る予定価格の決定に関すること（設計・施行一括発注方式の工事を除く。）。
- (6) 1 件 50,000,000 円以上 600,000,000 円未満の工事の請負契約に係る予定価格の決定に関すること。
- (7) 1 件 600,000,000 円未満の工事の請負契約の締結に関すること。
- (8) 1 件 100,000,000 円以上の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る入札の執行に関すること。
- (9) 1 件 50,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る見積書の徴収に関すること。
- (10) 1 件 100,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る予定価格の決定に関すること。
- (11) 1 件 100,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約の締結に関すること。
- (12) 1 件 200,000,000 円未満の第 2 類委託契約に係る入札の執行に関すること。
- (13) 1 件 200,000,000 円以上の委託契約（第 2 類委託契約を除く。）に係る入札の執行に関すること。
- (14) 1 件 100,000,000 円未満の委託契約（第 2 類委託契約を含む。次 2 号において同じ。）に係る見積書の徴収に関するこ

と。

- (15) 1 件 200,000,000 円未満の委託契約に係る予定価格の決定に関する事
- (16) 1 件 200,000,000 円未満の委託契約の締結に関する事
- (17) 管理者決裁事項に係る契約の変更及び解除に関する事
- (18) 1 件 50,000,000 円未満の財産の処分及び 1 件 300,000,000 円未満の財産の取得に関する事
- (19) 補償価額が 1 件 80,000,000 円未満の財産の取得及び借受けに伴う補償に関する事
- 4 安全管理部長専決事項
高速鉄道事業並びに自動車事業の事故防止対策の総括に関する事
- 5 高速鉄道本部長専決事項
 - (1) 高速鉄道の事故防止の総合対策に関する事
 - (2) 賠償価額が 1 件 300,000 円以上の高速鉄道の事故に係る損害賠償に関する事
 - (3) 高速鉄道の乗車券（横浜市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和 47 年 12 月交通局規程第 5 号）第 25 条第 1 項、横浜市高速鉄道・乗合自動車共通カード乗車券発売規程（平成 4 年 3 月交通局規程第 7 号）第 2 条第 1 項、横浜市高速鉄道・乗合自動車共通 1 日乗車券及び連絡定期乗車券発売規程（昭和 56 年 5 月交通局規程第 9 号）第 2 条第 1 項及び横浜市高速鉄道連絡運輸規程（平成 10 年 3 月交通局規程第 2 号）第 5 条に定めるもの）の製作及び発行に関する事
- 6 自動車本部長専決事項
 - (1) 自動車の軽易な事業計画の変更に関する事
 - (2) 自動車の事故防止の総合対策に関する事
 - (3) 自動車の事故に係る損害賠償に関する事
 - (4) 自動車の乗車券（横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和 23 年 8 月条例第 42 号）第 1 条第 1 項、第 4 条、第 4 条の 2、第 4 条の 3、第 4 条の 4 及び第 4 条の 5 に定めるもの）の製作及び発行に関する事
- 7 工務部長専決事項
 - (1) 高速鉄道施設に係る支障物件の処理協定及び設計協議に関する事
 - (2) 高速鉄道建設工事に係る支障物件の処理協定及び設計協議に関する事
 - (3) 補償価額が 1 件 20,000,000 円未満の高速鉄道建設に係る土木施設工事に伴う沿道家屋等の補償に関する事

8 契約部長専決事項

- (1) 1 件 600,000,000 円以上の工事の請負契約に係る入札の執行に関する事（経営管理部長の専決事項に係るものを除く。以下この項において同じ。）。
- (2) 1 件 600,000,000 円未満の工事の請負契約に係る見積書の徴収に関する事。
- (3) 1 件 600,000,000 円以上の工事の請負契約に係る予定価格の決定に関する事（設計・施行一括発注方式の工事を除く。）。
- (4) 1 件 50,000,000 円以上 600,000,000 円未満の工事の請負契約に係る予定価格の決定に関する事。
- (5) 1 件 600,000,000 円未満の工事の請負契約の締結に関する事。
- (6) 1 件 100,000,000 円以上の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る入札の執行に関する事。
- (7) 1 件 50,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る見積書の徴収に関する事。
- (8) 1 件 100,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る予定価格の決定に関する事。
- (9) 1 件 100,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約の締結に関する事。
- (10) 1 件 200,000,000 円以上の委託契約（第 2 類委託契約を除く。以下第 13 号まで同じ。）に係る入札の執行に関する事。
- (11) 1 件 100,000,000 円未満の委託契約に係る見積書の徴収に関する事。
- (12) 1 件 200,000,000 円未満の委託契約に係る予定価格の決定に関する事。
- (13) 1 件 200,000,000 円未満の委託契約の締結に関する事。
- (14) 管理者決裁事項（契約の締結に関する事。）に係る契約の変更（工事又は製造の設計又は仕様の変更決定に伴うものを除く。）に関する事。
- (15) 管理者決裁事項（契約の締結に関する事。）に係る契約の解除に関する事。
- (16) 契約部長専決事項（契約の締結に関する事。）に係る契約の重要な変更（工事又は製造の設計又は仕様の変更決定に伴うものを除く。）に関する事。

(17) 契約部長専決事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の重要な解除に関すること。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3

課長専決事項

- | | |
|--------|--|
| 1 | 課長共通専決事項 |
| (1) | 軽易な請願、陳情、要望等の処理に関すること。 |
| (2) | 軽易な告示、公告その他公示に関すること。 |
| (3) | 軽易な申請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関すること。 |
| (3)の2 | 軽易な審査請求その他の不服申立てに関すること。 |
| (3)の3 | 軽易な許可、認可、免許その他の行政処分に関すること。 |
| (4) | 諸証明に関すること。 |
| (5) | 係長以下の職員の職務に専念する義務の免除に関すること。 |
| (6) | 係長以下の職員の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関すること。 |
| (7) | 職員の市内出張及び係長以下の職員の市外出張に関すること。 |
| (8) | 1 件 200,000,000 円未満の工事の施行決定に関すること（総合司令所長、駅務管理所長、乗務管理所長、営業所長を除く。）。 |
| (9) | 請負金額の増減が 1 件 80,000,000 円未満の次に掲げる工事の設計又は仕様の変更の決定に関すること（総合司令所長、駅務管理所長及び乗務管理所長を除く。）。 |
| | ア 請負金額の増減が 10 パーセント未満の管理者決裁事項に係る工事の設計又は仕様の変更 |
| | イ 請負金額の増減が 20 パーセント未満の部長専決事項に係る工事の設計又は仕様の変更 |
| (9)の2 | 課長専決事項に係る工事の設計又は仕様の変更 |
| (10) | 1 件 20,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の決定に関すること。 |
| (10)の2 | 支払義務の確定している 1 件 5,000,000 円未満の負担金、補助金、交付金等の交付に関すること。 |
| (10)の3 | 1 件 100,000 円未満の負担金、補助金、交付金等（支払義務の確定しているものを除く。）の交付に関すること。 |
| (11) | 1 件 40,000,000 円未満の委託の決定に関すること。 |
| (11)の2 | 請負金額の増減が 1 件 16,000,000 円未満の次に掲げる |

委託の設計又は仕様の変更の決定に関すること。

ア 請負金額の増減が 10 パーセント未満の管理者決裁事項に係る委託の設計又は仕様の変更

イ 請負金額の増減が 20 パーセント未満の部長専決事項に係る委託の設計又は仕様の変更

(11) の 3 課長専決事項に係る委託の設計又は仕様の変更

(12) 横浜市交通局会計規程第 96 条第 3 項に規定する物品の購入又は修理の契約に関すること。

(12) の 2 1 件 1,000,000 円未満の緊急に行う必要がある物品以外の修理の契約に関すること。

(12) の 3 1 件 30,000 円未満の接遇経費の支出に関すること。

(13) 1 件 500,000 円未満の諸経費（次号に規定する経費を除く。）の支出に関すること。

(14) 所管車両にかかる自動車取得税及び自動車重量税の支出に関すること。

(15) 予算の範囲内における光熱水費、動力費及び通信運搬費の支出に関すること。

(16) 自動車損害賠償責任保険の保険金の請求、保険料の支出等に関すること。

(17) 諸収入の調定（納入通知書及び納付書の発行を含む。）に関すること。

(18) 賃貸料月額 1 件 200,000 円未満の財産の貸付けの決定及び賃借料月額 1 件 100,000 円未満の財産の借受けの決定に関すること。

(19) 賃貸料月額 1 件 1,000,000 円未満の財産の貸付けの継続の決定及び賃借料月額 1 件 1,000,000 円未満の財産の借受けの継続の決定に関すること。

(20) 物品及び役務の検査員並びに物品取扱員の任免に関すること。

(21) 賠償価額が 1 件 1,000,000 円未満の損害賠償の決定及び和解に関すること（高速鉄道本部長、自動車本部長、駅務管理所長、乗務管理所長及び営業所長専決事項に属するものを除く。）。

2 総務部 総務課長専決事項

(1) 例規の編さんに関すること。

(2) 公印の新調、改刻及び廃止に関すること。

(3) 無料乗車券（特別乗車券及び臨時乗車券を除く。）の発行に関すること。

(4) 庁舎内における掲示物の掲示承認に関すること。

3 総務部 人事課長専決事項

- (1) 職員の選考及び試験に関すること。
 - (2) 職員（係長以上の者を除く。）の職名変更及び配置換えに関すること。
 - (3) 運行管理者その他法令により特別の資格又は職名を必要とする者等の任命に関すること。
 - (4) 給料、手当（退職手当を含む。）、報酬及び退職年金の支出に関すること。
 - (5) 所得税の源泉徴収及び地方税の特別徴収に関すること。
 - (6) 扶養手当及び児童手当に係る職員の扶養親族の承認に関すること。
 - (7) 住居手当に係る職員の住居の確認に関すること。
 - (8) 運転事故に係る職員の軽易な減給、戒告等に関すること。
 - (9) 職員の公傷病及び公務災害補償に関すること。
 - (10) 職員の健康診断の実施及び診断の結果に基づく措置に関すること。
 - (11) 制服の貸与に関すること。
 - (12) 法定福利費の支出に関すること。
 - (13) 横浜市職員き章の貸与に関すること。
- 4 経営管理部経営管理課長専決事項
- (1) 企業債の償還及び利子の支払並びに企業債に関する諸報告等に関すること。
 - (2) 補助金、出資金及び他会計からの繰入金の収納に関すること。
 - (3) 一時借入金の軽易な条件変更等に関すること。
 - (4) 予算の同一項内の費目の新設及び金額の流用に関すること。
 - (5) 源泉徴収に係る所得税及び特別徴収に係る地方税の納付に関すること。
 - (6) 預り金の支出に関すること。
 - (7) 有価証券の保護預けに関すること。
 - (8) 資金前渡及び概算払による支出の精算に関すること。
 - (9) 1 件 600,000,000 円未満の工事の請負契約に係る入札の執行に関すること（契約部契約第一課長及び契約第二課長の専決事項に係るものを除く。以下第 18 号まで同じ。）。
 - (9) の 2 1 件 50,000,000 円未満の工事の請負契約に係る見積書の徴収に関すること。
 - (10) 1 件 50,000,000 円未満の工事の請負契約に係る予定価格の決定に関すること。
 - (11) 1 件 350,000,000 円未満の工事の請負契約の締結に関するこ

と。

(12) 1件 100,000,000円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る入札の執行に関すること（第1項第12号及び第12号の2に規定するものを除く。）

。

(12)の2 1件 20,000,000円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る見積書の徴収に関すること（第1項第12号及び第12号の2に規定するものを除く。）

(13) 1件 50,000,000円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る予定価格の決定に関すること。

(14) 1件 50,000,000円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約の締結に関すること。

(15) 1件 40,000,000円未満の第2類委託契約に係る入札の執行に関すること。

(16) 1件 200,000,000円未満の委託契約（第2類委託契約を除く。）に係る入札の執行に関すること。

(16)の2 1件 40,000,000円未満の委託契約（第2類委託契約を含む。次2号において同じ。）に係る見積書の徴収に関すること。

(17) 1件 100,000,000円未満の委託契約に係る予定価格の決定に関すること。

(18) 1件 100,000,000円未満の委託契約の締結に関すること。

(19) 経営管理部長専決事項に係る契約及び経営管理部経営管理課長専決事項に係る契約の変更及び解除に関すること。

(20) 不用品の再用及び廃棄処分に関すること。

(21) 1件 50,000,000円未満の財産の取得に関すること。

(22) 補償額が1件2,000,000円未満の財産の取得及び借受けに伴う補償に関すること。

(23) 財産の鑑定評価、登記及び損害保険料の支出に関すること。

5 経営管理部資産活用課長専決事項
高速鉄道事業施設及び自動車事業施設への広告掲出の許可に関すること。

6 安全管理部安全管理課長専決事項

(1) 監察対象事項の選定に関すること。

(2) 監察の実施方法に関すること。

7 安全管理部安全教育センター長専決事項

職員の研修に関すること。

- 8 高速鉄道本部総合司令所長専決事項
横浜市交通局会計規程第 57 条第 1 項第 20 号に規定する前渡金による 1 件 30,000 円未満の物品の購入（以下「小額物品購入」という。）の決定及び支出に関する事。
- 9 高速鉄道本部駅務管理所長専決事項
(1) 賠償額が 1 件 300,000 円未満の高速鉄道の駅務関係事故に係る損害賠償に関する事。
(2) 小額物品購入の決定及び支出に関する事。
- 10 高速鉄道本部乗務管理所長専決事項
(1) 小額物品購入の決定及び支出に関する事。
(2) 賠償額が 1 件 300,000 円未満の高速鉄道の運転関係事故に係る損害賠償に関する事。
- 11 自動車本部営業課長専決事項
(1) 自動車の通学定期乗車券の発売学校等の認定に関する事。
(2) 自動車の乗車券の軽易又は定例な企画及び販売に関する事。
- 12 自動車本部営業所長専決事項
(1) 賠償額が保険金の範囲内の自動車の運転事故に係る損害賠償に関する事。
(2) 1 件 10,000,000 円未満の工事の施行決定に関する事。
(3) 小額物品購入の決定及び支出に関する事。
- 13 技術管理部保守管理所長専決事項
小額物品購入の決定及び支出に関する事。
- 14 工務部施設課長専決事項
(1) 高速鉄道施設に係る軽易な設計協議に関する事。
(2) 補償額が 1 件 2,000,000 円未満の高速鉄道建設に係る土木施設工事に伴う沿道家屋等の補償に関する事。
- 15 契約部契約第一課長専決事項
(1) 1 件 600,000,000 円未満の工事の請負契約に係る入札の執行等に関する事（経営管理部経営管理課長の専決事項に係るものを除く。以下この項において同じ。）。
(2) 1 件 50,000,000 円未満の工事の請負契約に係る見積書の徴収に関する事。
(3) 1 件 50,000,000 円未満の工事の請負契約に係る予定価格の決定に関する事。
(4) 1 件 350,000,000 円未満の工事の請負契約の締結に関する事。
(5) 横浜市事務決裁規程（昭和 47 年 8 月達第 29 号）別表第 1 中 5 予算の編成及び執行に係る事項の表局長(10)の規定によ

- る請負金額の変更を伴う局長専決事項に係る工事又は製造の設計又は仕様の変更決定に伴う契約の変更に関する事
及び同表部長(6)及び課長(8)の規定による工事又は製造の設計又は仕様の変更決定に伴う契約の変更に関する事。
- (6) 契約部長専決事項（契約の締結に関する事。）及び契約第一課長専決事項（契約の締結に関する事。）に係る契約の変更（工事又は製造の設計又は仕様の変更決定に伴うものを除く。）に関する事。
- (7) 契約部長専決事項（契約の締結に関する事。）及び契約第一課長専決事項（契約の締結に関する事。）に係る契約の解除に関する事。
- 16 契約部契約第二課長専決事項（経営管理部経営管理課長の専決事項に係るものを除く。）
- (1) 1 件 100,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る入札の執行に関する事（第 1 項第 12 号及び第 12 号の 2 に規定するものを除く。）。
- (2) 1 件 20,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る見積書の徴収に関する事（第 1 項第 12 号及び第 12 号の 2 に規定するものを除く。）。
- (3) 1 件 50,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る予定価格の決定に関する事。
- (4) 1 件 50,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約の締結に関する事。
- (5) 1 件 200,000,000 円未満の委託契約（第 2 類委託契約を除く。以下第 8 号まで同じ。）に係る入札の執行に関する事。
- (6) 1 件 40,000,000 円未満の委託契約に係る見積書の徴収に関する事。
- (7) 1 件 100,000,000 円未満の委託契約に係る予定価格の決定に関する事。
- (8) 1 件 100,000,000 円未満の委託契約の締結に関する事。
- (9) 契約部長専決事項（契約の締結に関する事。）及び契約第二課長専決事項（契約の締結に関する事。）に係る契約の変更（工事又は製造の設計又は仕様の変更決定に伴うものを除く。）に関する事。
- (10) 契約部長専決事項（契約の締結に関する事。）及び契約第二課長専決事項（契約の締結に関する事。）に係る

契約の解除に関すること。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

交通局告示第 2 号

地域限定共通 1 日乗車券の発売の一部改正

地域限定共通 1 日乗車券の発売（令和 2 年 7 月交通局告示第 10 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

第 1 項第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号及び第 6 号を 1 号ずつ繰り上げ、第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、同項中「市営」を削る。

第 2 項を次のように改める。

2 乗車券の様式



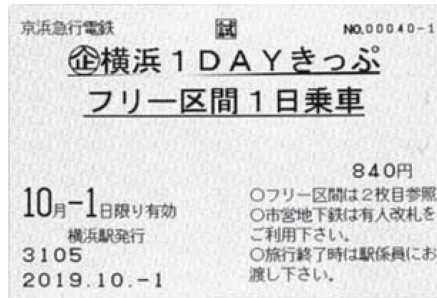
（みなとぶらりチケット（紙券））

（みなとぶらりチケットワイド（紙券））



（みなとぶらりチケット（デジタル版・例示））

（みなとぶらりチケットワイド（デジタル版・例示））



(EX みなとぶらりチケット (横浜 1DAY きっぷ ・ 例示ト))

第4項第1号中「、感熱紙」を削り、同項第4号を削り、第5号を第4号とし、同項中「500円」を「700円」に、「250円」を「350円」に、「550円」を「750円」に、「280円」を「380円」に、「300円」を「500円」に、「150円」を「250円」に改める。

第9項中「伊勢佐木長者町」の次に「、阪東橋、吉野町」を加え、同項第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第10項第1号ただし書を削る。

別表1を次のように改める。

別表1

1 高速鉄道

路線	適用区間	備考
1、3号線	横浜～吉野町	往復
1、3号線	新横浜・横浜～吉野町 (みなとぶらりチケットワイド・EXみなとぶらりチケット限定)	往復 ※新横浜⇔横浜間 途中乗降無効
1、3号線	横浜～吉野町・上大岡 (横浜1DAYきっぷ限定)	往復 ※吉野町⇔上大岡間 途中乗降無効

2 乗合自動車 (横浜市交通局)

系統番号	適用区間	備考
8	三溪園入口・山下ふ頭入口～横浜駅前	往復 ※三溪園入口⇔山下ふ頭入口間 途中乗降無効

9	滝 頭 ・ 高 島 町 → 横 浜 駅 前	片 方 向 の み ※ 滝 頭 → 高 島 町 間 途 中 乗 降 無 効
	横 浜 駅 前 ・ 滝 頭	片 方 向 の み ※ 横 浜 駅 前 → 滝 頭 間 途 中 乗 降 無 効
20	桜 木 町 駅 前 ～ 港 の 見 え る 丘 公 園 前	往 復
	山 下 ふ 頭 ～ 港 の 見 え る 丘 公 園 前	
21	市 電 保 存 館 前 ・ 元 町 ～ 桜 木 町 駅 前	往 復 ※ 市 電 保 存 館 前 ⇄ 元 町 間 途 中 乗 降 無 効
26	横 浜 人 形 の 家 前 ～ 横 浜 駅 前	往 復
32	初 音 町 → 日 本 大 通 り 駅 県 庁 前	片 方 向 の み
	新 県 庁 前 → 初 音 町	片 方 向 の み
58	桜 木 町 駅 前 ～ 山 下 ふ 頭 入 口	往 復
66	桜 木 町 駅 前 → 山 下 町 ・ 山 下 ふ 頭 入 口 → 桜 木 町 駅 前	全 区 間 ※ 山 下 町 → 山 下 ふ 頭 入 口 間 途 中 乗 降 無 効
68	滝 頭 ・ 中 村 橋 ～ 初 音 町	往 復 ※ 滝 頭 ⇄ 中 村 橋 間 途 中 乗 降 無 効
79	吉 野 町 駅 前 → 日 本 大 通 り 駅 県 庁 前	片 方 向 の み
	吉 野 町 駅 前 → 港 町	片 方 向 の み
	新 県 庁 前 → 吉 野 町 駅 前	片 方 向 の み
	関 内 駅 北 口 → 吉 野 町 駅 前	片 方 向 の み
89	横 浜 駅 前 ～ 野 毛 山 動 物 園 前	往 復
101	高 島 町 ～ 元 町	往 復
102	横 浜 駅 前 ・ 初 音 町 ～ 市 大 セ ン タ ー 病 院 前 ～ 初 音 町 ・ 高 島 町 → 横 浜 駅 前	全 区 間 ※ 横 浜 駅 前 → 初 音 町 間、初 音 町 → 高 島 町 間 途 中 乗 降 無 効

	横浜駅前・初音町 → 中村橋・滝頭	片方向のみ ※横浜駅前 → 初音町間、中村橋 → 滝頭間 途中乗降無効
	滝頭・中村橋 → 初音町・高島町 → 横浜駅前	片方向のみ ※滝頭 → 中村橋間、初音町 → 高島町間 途中乗降無効
103	横浜駅前・野毛坂 → 長者町 1 丁目	片方向のみ ※横浜駅前 → 野毛坂間 途中乗降無効
	長者町 1 丁目 → 野毛坂・高島町 → 横浜駅前	片方向のみ ※野毛坂 → 高島町間 途中乗降無効
105	元町 ~ 横浜駅前	往復
106	元町 → 高島町	片方向のみ
	高島町 → 元町・三溪園入口	片方向のみ ※元町 → 三溪園入口間 途中乗降無効
109	横浜駅前 ~ 山下ふ頭入口	往復
113	滝頭・中村橋 ~ 桜木町駅前	往復 ※滝頭 ⇄ 中村橋間 途中乗降無効
123	横浜駅前 ~ 山下町	往復
156	滝頭・中村橋 ~ パシフィコ横浜	往復 ※滝頭 ⇄ 中村橋間 途中乗降無効
158	滝頭・中村橋 ~ 桜木町駅前	往復 ※滝頭 ⇄ 中村橋間 途中乗降無効
168	横浜駅前 ~ 山下ふ頭入口・三溪園入口	往復 ※山下ふ頭入口間 ⇄ 三溪園入口 途中乗降無効

199	吉野町駅前～関内駅北口～吉野町駅前	全区間
200	横浜駅前→（パシフィコ横浜、カップヌードルパーク・ハンマーヘッド入口）→山下ふ頭	片方向のみ
	山下ふ頭→（中華街入口、赤レンガ倉庫前、ハンマーヘッド、パシフィコ横浜）→横浜駅改札口前	片方向のみ
271	桜木町駅前～（赤レンガ倉庫・マリン&ウォーク、中華街、赤レンガ倉庫前）～桜木町駅前	全区間
	桜木町駅前（市役所口）～（ワールドポーターズ）～ハンマーヘッド	往復
280	横浜駅前～桜木町駅前～中華街入口～三溪園	往復
292	野毛坂～パシフィコ横浜	往復
327	滝頭・中村橋～桜木町駅前	往復 ※滝頭⇔中村橋間 途中乗降無効
328	元町→横浜駅前	片方向のみ

3 乗合自動車（神奈川中央交通）

系統番号	適用区間	備考
11	中村橋～桜木町駅前	往復
77	高島町→横浜駅東口	片方向のみ
横 43	吉野町駅前～横浜駅東口	往復
横 44	吉野町駅前～横浜駅東口	往復
港 61	横浜駅東口～吉野町駅前	往復
戸 03	吉野町駅前～県庁入口	往復
戸 45	吉野町駅前～桜木町駅前	往復
東 06	吉野町駅前→県庁入口	片方向のみ
船 20	桜木町駅前～吉野町駅前	往復

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（旧券の無効）

2 この告示の改正の際この告示による改正前の告示の規定により発売したみなとぶらりチケット（紙券、感熱紙及びデジタル版）、みなとぶらりチケットワイド（紙券及びデジタル版）、EXみなとぶらりチケットは、無効とする。

（料金の払戻し）

3 この告示の改正の際現にこの告示による改正前の告示の規定により販売したみなとぶらりチケット（紙券）、みなとぶらりチケットワイド（紙券）、EXみなとぶらりチケットを所持する者は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの期間に限り、次の各号に定める金額の払戻しを、この告示の「10 払戻し」に定める払戻し場所において行うことができる。この場合において、料金の払戻し手数料は、徴収しないものとする。ただしみなとぶらりチケット（デジタル版）、みなとぶらりチケットワイド（デジタル版）についてはアプリ上で自動的に払戻しされる。

(1) みなとぶらりチケット（紙券）

大人 500 円

小児 250 円

(2) みなとぶらりチケットワイド（紙券）

大人 550 円

小児 280 円

(3) EXみなとぶらりチケット

大人 500 円

小児 250 円

交通局告示第 3 号

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成 24 年 3 月交通局告示第 8 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

1 普通系統の表 2 の項中、

「

2	港南車庫前～みなと赤十字病院	上大岡駅前、日本大通り駅前	往	13.670	
			復	13.560	

」

を、

「

2	港南車庫前～上大岡駅前	吉原	往	4.570	
			復	4.660	

」

に改め、同表 7 の項中、

「

7	ア	横浜駅前～川崎駅西口	東神奈川駅西口、東寺尾 5 丁目、国道尻手	往	11.330	
				復	10.910	
	イ	横浜駅前～川崎駅西口	東神奈川駅西口、東寺尾 5 丁目、東部病院、国道尻手	往	11.980	
				復	11.480	

」

を、

「

7	ア	横浜駅前～川崎駅西口	東神奈川駅西口、東寺尾 5 丁目、国道尻手	往	11.330	
				復	10.910	
	イ	横浜駅前～川崎駅西口	東神奈川駅西口、東寺尾 5 丁目、東部病院、	往	11.980	
				復	11.480	

」

			国道尻手		
	ウ	子安小学校入口～川崎駅西口	東寺尾 5 丁目	往 6.800 復 6.800	

に改め、同表 29 の項中、

「

29		横浜駅前～鶴見駅前	東神奈川駅西口、荒立、下末吉国道際、三角	往 10.430 復 10.010	
----	--	-----------	----------------------	----------------------	--

を、

「

29	ア	横浜駅前～鶴見駅前	東神奈川駅西口、荒立、下末吉国道際、三角	往 10.430 復 10.010	
	イ	子安小学校入口～鶴見駅前	東寺尾 5 丁目	5.900	復路のみ

に改め、同表 31、32 の項中、

「

31		横浜駅西口～大口駅前	東神奈川駅西口、白楽	往 5.530 復 6.120	
32	ア	保土ヶ谷車庫前～日本大通り駅県庁前	保土ヶ谷駅東口、港町	9.750	往路のみ
	イ	新県庁前～保土ヶ谷車庫前	港町、保土ヶ谷駅東口	9.770	復路のみ
	ウ	保土ヶ谷車庫前～久保山霊堂前	岩井町	6.040	往路のみ

を、

「

31	ア	横浜駅西口～大口駅前	東神奈川駅西口、白楽	往 5.530 復 6.120	
	イ	横浜駅西口～白幡東町	東神奈川駅西口	4.630	往路のみ
32	ア	保土ヶ谷車庫前～	保土ヶ谷駅	9.750	往路のみ

		日本大通り駅県庁前	東口、港町		
イ		保土ヶ谷車庫前～新県庁前	保土ヶ谷駅東口、港町	9.770	復路のみ
ウ		保土ヶ谷車庫前～久保山霊堂前	岩井町	往 6.040 復 6.040	
エ		保土ヶ谷駅東口～日本大通り駅県庁前	岩井町	6.140	往路のみ
オ		保土ヶ谷駅東口～新県庁前	岩井町	6.160	復路のみ

に改め、同表 36 の項中、

「

36		緑車庫前～横浜駅西口	鴨居駅前、西菅田団地、菅田町入口、片倉町駅前、東神奈川駅西口	往 12.890 復 12.540	
----	--	------------	--------------------------------	----------------------	--

を、

「

36	ア	緑車庫前～横浜駅西口	西菅田団地	往 12.890 復 12.540	
	イ	緑車庫前～横浜駅西口	菅田町	往 11.690 復 11.340	
	ウ	西菅田団地～横浜駅西口	片倉町駅前	往 9.680 復 9.330	
	エ	西菅田団地～東神奈川駅西口	片倉町駅前	往 7.300 復 7.300	
	オ	緑車庫前～東神奈川駅西口	西菅田団地	往 10.510 復 10.510	
	カ	緑車庫前～東神奈川駅西口	菅田町	往 9.310 復 9.310	

に改め、同表 38 の項中、

「

38	ア	鶴見駅西口～横浜駅西口	東高校前、港北小学校	往 11.170 復 10.930	
----	---	-------------	------------	----------------------	--

		前、六角橋 、東神奈川 駅西口		
イ	鶴見駅西口～鶴見 駅西口	白幡、荒立	7.340	循環
ウ	港北小学校前～鶴 見駅西口	内路	5.000	復路のみ
エ	東寺尾 5 丁目～鶴 見駅西口	荒立	5.000	復路のみ
オ	鶴見駅西口～東神 奈川駅西口	港北小学校 前、六角橋	往 8.790 復 8.900	
カ	松見町～横浜駅西 口	六角橋	6.630	往路のみ
キ	松見町～東神奈川 駅西口	六角橋	4.250	往路のみ
ク	鶴見駅西口～横浜 駅西口	新子安駅西 口、港北小 学校前、六 角橋、東神 奈川駅西口	往 12.250 復 12.010	

を、
「

38	ア	鶴見駅西口～横浜 駅西口	東高校前、 港北小学校 前、六角橋 、東神奈川 駅西口	往 11.170 復 10.930	
	イ	鶴見駅西口～鶴見 駅西口	白幡、荒立	7.340	循環
	ウ	港北小学校前～鶴 見駅西口	内路	5.000	復路のみ
	エ	東寺尾 5 丁目～鶴 見駅西口	荒立	5.000	往路のみ
	オ	鶴見駅西口～東神 奈川駅西口	港北小学校 前、六角橋	往 8.790 復 8.900	
	カ	松見町～横浜駅西 口	六角橋	6.630	往路のみ
	キ	松見町～東神奈川 駅西口	六角橋	4.250	往路のみ

に改め、同表 41 の項中、

「

41	ア	鶴見駅西口～川向町折返場	内路、菊名駅前、大倉山駅前	往 12.170 復 12.280	
	イ	鶴見駅西口～新横浜駅前	内路、菊名駅前、港北車庫前	往 8.490 復 8.600	
	ウ	新横浜駅前～中山駅北口	大倉山駅前、下町会館前、新羽駅、落合橋	往 12.850 復 12.730	
	エ	新横浜駅前～川向町折返場	港北車庫前、大倉山駅前	往 7.580 復 7.580	
	オ	鶴見駅西口～港北車庫前	内路、菊名駅前	往 7.590 復 7.700	
	カ	港北車庫前～川向町折返場	大倉山駅前、新羽駅	往 6.680 復 6.680	
	キ	新羽駅～鶴見駅西口	内路、菊名駅前、大倉山駅前	9.090	復路のみ

を、

「

41	ア	鶴見駅西口～川向町折返場	内路、菊名駅前、大倉山駅前	往 12.170 復 12.280	
	イ	鶴見駅西口～新横浜駅前	内路、菊名駅前、港北車庫前	往 8.490 復 8.600	
	ウ	新横浜駅前～中山駅北口	大倉山駅前、下町会館前、新羽駅、貝の坂	往 11.820 復 11.820	
	エ	新横浜駅前～川向町折返場	港北車庫前、大倉山駅前	往 7.580 復 7.580	
	オ	鶴見駅西口～港北	内路、菊名	往 7.590	

		車庫前	駅前	復 7.700	
カ		港北車庫前～川向町折返場	大倉山駅前、新羽駅	往 6.680 復 6.680	
キ		新羽駅～鶴見駅西口	内路、菊名駅前、大倉山駅前	9.090	復路のみ
ク		港北車庫前～中山駅北口	貝の坂	10.920	往路のみ
ケ		東寺尾 5 丁目～新横浜駅前	内路	6.150	往路のみ

に改め、同表 64 の項中、

「

64	ア	港南台駅前～磯子駅前	清水橋、上大岡駅前	往 11.030 復 11.120	
	イ	港南台駅前～上大岡駅前	清水橋	往 5.310 復 5.400	
	ウ	上大岡駅前～磯子駅前	上笹堀	往 5.720 復 5.720	
	エ	港南台駅前～日野公園墓地入口	清水橋	3.170	復路のみ

を、

「

64	ア	港南台駅前～磯子駅前	清水橋、上大岡駅前	往 11.030 復 11.120	
	イ	上大岡駅前～磯子駅前	上笹堀	往 5.720 復 5.720	

に改め、同表 67 の項中、

「

67		梶山～鶴見駅西口	末吉（往）、宮の下、末吉橋（復）	往 3.960 復 4.300	
----	--	----------	------------------	--------------------	--

を、

「

67		梶山～鶴見駅西口	末吉、宮の下、昭和坂	3.960	往路のみ
----	--	----------	------------	-------	------

		上		
--	--	---	--	--

に 改 め、同 表 82 の 項 の 次 に 次 の よう に 加 え、

「

84	鶴見駅西口～東神奈川駅西口	新子安駅西口	往 9.870	
			復 9.980	

同 表 85 の 項 中、

「

85	ア	磯子車庫前～南部水再生センター前	磯子駅東口	4.970	往路のみ
	イ	東京ガス前～磯子車庫	活動ホーム前	2.680	復路のみ
	ウ	南部水再生センター前～磯子車庫前	磯子駅前	5.060	復路のみ

を、

「

85	ア	磯子車庫前～南部水再生センター前	磯子駅東口	4.970	往路のみ
	イ	磯子車庫～東京ガス前	活動ホーム前	2.680	復路のみ
	ウ	磯子車庫前～南部水再生センター前	磯子駅前	5.060	復路のみ
	エ	磯子車庫前～東京ガス前	磯子駅東口	2.980	往路のみ

に 改 め、同 表 92、96 の 項 中、

「

92	ア	横浜駅西口～笹山団地中央	洪福寺、和田町、梅の木	9.800	急行運転 往路のみ
	イ	笹山団地～横浜駅西口	洪福寺、和田町、梅の木	9.850	急行運転 復路のみ
96	ア	新横浜駅前～新羽駅	横浜労災病院前、川向南耕地	7.090	往路のみ
	イ	新羽駅～新横浜駅前	川向南耕地、浜鳥橋	7.600	復路のみ

ウ	新横浜駅前～新横浜駅前	川向南耕地	9.010	一方循環
エ	新羽駅～新横浜駅前	川向南耕地、鳥山大橋	7.260	復路のみ

を、
「

92	ア	笹山団地～横浜駅西口	梅の木	9.850	急行運転 往路のみ
	イ	笹山団地中央～横浜駅西口	梅の木	9.800	急行運転 復路のみ
	ウ	笹山団地～保土ヶ谷車庫前	梅の木	6.750	急行運転 往路のみ
	エ	笹山団地中央～保土ヶ谷車庫前	梅の木	6.700	急行運転 復路のみ
96	ア	新横浜駅前～新羽駅	横浜労災病院前、川向南耕地	7.090	往路のみ
	イ	新羽駅～新横浜駅前	川向南耕地、浜鳥橋	7.600	復路のみ
	ウ	新羽駅～新横浜駅前	川向南耕地、鳥山大橋	7.260	復路のみ

に改め、同表 106 の項中、
「

106	ア	本牧車庫前～境木中学校前	麦田町、港町、桜木町駅前、高島町、保土ヶ谷駅東口	往 13.960 復 14.090	往路 本牧原南公園前經由 復路 本牧三溪園前經由
	イ	本牧車庫前～境木中学校前	本牧市民公園前、麦田町、港町、桜木町駅前、高島町、保土ヶ谷駅東口	往 14.500 復 14.630	

を、

「

106	ア	本牧車庫前～境木 中学校前	麦田町、港 町、桜木町 駅前、高島 町、保土ヶ 谷駅東口	往 13.960 復 14.090	往路 本牧原南 公園前経 由 復路
	イ	本牧車庫前～境木 中学校前	本牧市民公 園前、麦田 町、港町、 桜木町駅前 、高島町、 保土ヶ谷駅 東口	往 14.500 復 14.630	三溪園入 口經由

」

に改め、同表 113 の項中、

「

113	ア	磯子車庫前～桜木 町駅前	吉野町駅前 、羽衣町	往 8.330 復 8.330	
	イ	羽衣町～磯子車庫 前	吉野町駅前	6.830	復路のみ

」

を、

「

113	ア	磯子車庫前～桜木 町駅前	吉野町駅前 、羽衣町	往 8.330 復 8.330	
	イ	磯子車庫前～吉野 町 1 丁目	吉野町駅前	5.420	復路のみ

」

に改め、同表 218 、 219 の項中、

「

218	ア	福寿荘前～福寿荘 前	西谷駅前、 望洋台入口 、梅の木	6.400	一方循環
	イ	福寿荘前～新井中 学校前	西谷駅前、 望洋台入口 、梅の木	6.150	往路のみ
	ウ	新井中学校前～福 寿荘前	西谷駅前、 望洋台入口 、梅の木	5.930	復路のみ

」

	エ	新井中学校前～新井中学校前	西谷駅前、望洋台入口、梅の木	5.680	一方循環
219	ア	弘明寺～弘明寺	岡村西公園、階段上、藤の木	2.680	一方循環
	イ	弘明寺～みつが丘中央	藤の木、岡村西公園、階段上	2.000	往路のみ
	ウ	みつが丘中央～弘明寺	岡村西公園、階段上、藤の木	2.240	復路のみ

を、
「

218	ア	福寿荘前～福寿荘前	西谷駅前、望洋台入口、梅の木	6.400	一方循環
	イ	福寿荘前～新井中学校前	西谷駅前、望洋台入口、梅の木	6.150	往路のみ
	ウ	新井中学校前～福寿荘前	西谷駅前、望洋台入口、梅の木	5.930	往路のみ
	エ	福寿荘前～上菅田笹の丘小学校前	西谷駅前、望洋台入口	3.450	往路のみ
219	ア	弘明寺～弘明寺	岡村西公園、階段上、藤の木	2.680	一方循環
	イ	弘明寺～みつが丘中央	藤の木、岡村西公園、階段上	2.000	往路のみ
	ウ	弘明寺～みつが丘中央	藤の木、大岡 3 丁目、岡村西公園	2.240	復路のみ
	エ	弘明寺～みつが丘中央	みつが丘通り	往 1.580 復 1.580	

に改め、同表 295 の項中、

「

295	新横浜駅前～菅田町	ケアプラザ入口	往 6.110 復 6.110	
-----	-----------	---------	--------------------	--

」

を、

「

295	新横浜駅前～西菅田団地	ケアプラザ入口	往 5.210 復 5.210	
-----	-------------	---------	--------------------	--

」

に改め、同表 300 の項中、

「

300	新横浜駅前～仲町台駅	横浜労災病院前（往）、浜鳥橋	往 5.380 復 5.500	
-----	------------	----------------	--------------------	--

」

を、

「

300	ア	新横浜駅前～仲町台駅	横浜労災病院前（往）、浜鳥橋	往 5.380 復 5.500	
	イ	新横浜駅前～仲町台駅	川向南耕地	往 7.140 復 7.390	

」

に改め、同表 305 、 306 の項中、

「

305	ア	中山駅北口～市が尾駅	貝の坂、川和中学校前、泉天ヶ谷公園、東福寺前	往 6.880 復 6.860	
	イ	川和中学校前～中山駅北口	石橋、貝の坂	3.080	復路のみ
306	ア	市が尾駅～センター南駅	川和高校入口、都筑ふれあいの丘駅、御影橋	往 5.160 復 5.180	
	イ	川和高校入口～センター南駅	都筑ふれあいの丘駅、御影橋	2.530	往路のみ

」

を、
「

305	ア	中山駅北口～市が尾駅	貝の坂、川和中学校前、泉天ヶ谷公園、東福寺前	往 6.870 復 6.850	
	イ	中山駅北口～川和中学校前	貝の坂、石橋	3.080	復路のみ
	ウ	石橋～市が尾駅	見花山	往 4.820 復 4.830	
	エ	中山駅北口～夕やけ橋	貝の坂、石橋	3.840	往路のみ
306	ア	市が尾駅～センター南駅	川和高校入口、都筑ふれあいの丘駅、御影橋	往 5.160 復 5.180	
	イ	川和高校入口～センター南駅	都筑ふれあいの丘駅、御影橋	2.970	往路のみ
	ウ	市が尾駅～見花山	泉田向	2.490	往路のみ

に改め、同表 321 の項中、

「

321	ア	三井アウトレットパーク～三井アウトレットパーク	なぎさ団地、能見台駅入口、慶珊寺前	10.120	循環外回り
	イ	三井アウトレットパーク～三井アウトレットパーク	慶珊寺前、富岡、イガイ根公園前	10.900	循環内回り
	ウ	サブセンター前～三井アウトレットパーク	なぎさ団地、能見台駅入口、慶珊寺前	7.880	往路のみ
	エ	三井アウトレットパーク～木材港入口	慶珊寺前、富岡、イガイ根公園前	9.430	往路のみ

を、

「

321	ア	三井アウトレットパーク～三井アウトレットパーク	なぎさ団地、能見台駅入口、慶珊寺前	10.120	循環外回り
	イ	三井アウトレットパーク～三井アウトレットパーク	慶珊寺前、富岡、イガイ根公園前	10.900	循環内回り

」

に改め、同表 322、332、333、338、339、342 の項を削り、同表 345 の項中、

「

345	ア	若葉台中央～青葉台駅	霧が丘西、十日市場駅	往 7.030 復 7.030	急行（平日のみ） 運転
	イ	若葉台中央～十日市場駅前	霧が丘西	往 5.010 復 5.010	急行（平日のみ） 運転

」

を、

「

345	ア	若葉台中央～青葉台駅	霧が丘西、十日市場駅前	往 7.030 復 7.030	急行（平日のみ） 運転 復路のみ
	イ	若葉台中央～十日市場駅前	霧が丘西	往 5.010 復 5.010	急行（平日のみ） 運転

」

に改め、同表 600 の項を削る。

交通局告示第 4 号

横浜市深夜自動車の運転系統の一部改正

横浜市深夜自動車の運転系統（平成 24 年 3 月交通局告示第 3 号）
の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

1 深夜自動車普通系統の表を次のように改める。

1 深夜自動車普通系統 削除

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 2 号

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成 19 年 3 月病院経営局規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 級別標準職務表（第 4 条関係）第 4 号医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表級別標準職務表中

「

職務の級	職務
1 級	基礎的な知識、技術又は経験を必要とする職務のうち、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士（以下「薬剤師等」という。）その他医療技術職の職務、又は保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「保健師等」という。）の職務
2 級	高度の知識、技術又は経験を必要とする職務のうち、薬剤師等その他医療技術職の職務、又は保健師等の職務
3 級	1 特に高度の知識、技術又は経験を必要とする職務のうち、薬剤師、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士の職務 2 統括の職務 3 主任の職務 4 専任の職務
4 級	係長の職務のうち、薬剤師等その他医療技術職の職務、又は保健師等の職務
5 級	課長補佐の職務のうち、薬剤師等その他医療技術職の職務、又は保健師等の職務
6 級	課長の職務のうち、薬剤師等その他医療技術職の職務、又は保健師等の職務

7 級	部長の職務のうち、薬剤師等その他医療技術職の職務、又は保健師等の職務
-----	------------------------------------

を
「

職務の級	職務
1 級	基礎的な知識、技術又は経験を必要とする職務のうち、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、心理療法士（以下「薬剤師等」という。）の職務又は保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「保健師等」という。）の職務
2 級	高度の知識、技術又は経験を必要とする職務のうち、薬剤師等の職務又は保健師等の職務
3 級	1 特に高度の知識、技術又は経験を必要とする職務のうち、歯科衛生士、歯科技工士の職務 2 統括の職務 3 主任の職務 4 専任の職務
4 級	係長の職務のうち、薬剤師等の職務又は保健師等の職務
5 級	課長補佐の職務のうち、薬剤師等の職務又は保健師等の職務
6 級	課長の職務のうち、薬剤師等の職務又は保健師等の職務
7 級	部長の職務のうち、薬剤師等の職務又は保健師等の職務

に改める。

同表同号備考中「2 から 4 の職務については、」の次に「薬剤師、」を、「作業療法士、」の次に「視能訓練士、」を加え、「その他医療技術のうち心理療法士、」を「心理療法士」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（施行日における職務の級の切替えの経過措置）
- 2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級が、第 4 条別表第 1 に定める医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表級別標準職務表の 3 級に属する薬剤師及び視能訓練士又は施行

日以後新たに同表 3 級に属する薬剤師及び視能訓練士の職員は、令和 7 年 3 月 31 日までの間において、備考にかかわらず、同表 3 級中 1 の職務のうち薬剤師又は視能訓練士の職務とみなす。

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 3 号

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「支給の始期及び終期」を「支給方法」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 第 3 条に規定する特殊勤務手当の額は、勤務の状況により、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、これを減額して支給し、又は支給しないことができる。
- 3 支給額が日額により定められた特殊勤務手当に係る業務に従事した日数は、暦日によって計算する。

別表に次のように加える。

<p>7 病院に勤務する看護師、助産師及び保健師のうち、専門看護師及び認定看護師の資格を有する職員が、当該資格に関する専門的な知識及び技術を必要とする業務に従事した場合</p>	<p>1 月 専門看護師 5,000 円 認定看護師 3,000 円</p>	<p>1 当該手当の支給対象となる職員は、病院事業管理者が別に定める方法により認定を受け、対象業務に従事した職員に限る。 2 会計年度任用職員は、当該手当の支給対象としない。</p>
<p>8 病院に勤務する看護師、助産師及び保健師のうち、周麻酔期看護学の大学院修士課程を修了した職員が、当該領域に関する専門的な知識及び技術を必要とする業務に従事した場合</p>	<p>1 月 5,000 円</p>	<p>1 当該手当の支給対象となる職員は、病院事業管理者が別に定める方法により認定を受け、対象業務に従事した職員に限る。 2 会計年度任用職員は、当該手当の支給対象としない。</p>

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市医療局病院経営本部職員の管理職手当に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 4 号

横浜市医療局病院経営本部職員の管理職手当に関する規程等の一部を改正する規程

(横浜市医療局病院経営本部職員の管理職手当に関する規程の一部改正)

第 1 条 横浜市医療局病院経営本部職員の管理職手当(平成 17 年 3 月病院経営局規程第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「119,500 円」を「122,000 円」に改め、同項中第 13 号を第 14 号とし、第 4 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 局区長級の職のうち IV 種の適用を受ける職 105,000 円

第 2 条第 3 項第 1 号中「110,000 円」を「95,500 円」に改める。

(横浜市医療局病院経営本部職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部改正)

第 2 条 横浜市医療局病院経営本部職員の管理職員特別勤務手当に関する規程(平成 17 年 3 月病院経営局規程第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「第 2 条第 2 項第 1 号から第 3 号、第 10 号、第 11 号」を「第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号、第 11 号、第 12 号」に改め、同号イ中「第 2 条第 2 項第 4 号から第 6 号、第 12 号、第 13 号」を「第 2 条第 2 項第 5 号から第 7 号、第 13 号、第 14 号」に改め、同号ウ中「第 2 条第 2 項第 7 号から第 9 号」を「第 2 条第 2 項第 8 号から第 10 号」に改める。

第 4 条第 1 号ア中「第 2 条第 2 項第 1 号から第 3 号、第 10 号、第 11 号」を「第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号、第 11 号、第 12 号」に改め、同号イ中「第 2 条第 2 項第 4 号から第 6 号、第 12 号、第 13 号」を「第 2 条第 2 項第 5 号から第 7 号、第 13 号、第 14 号」に改め、同号ウ中「第 2 条第 2 項第 7 号から第 9 号」を「第 2 条第 2 項第 8 号から第 10 号」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会

横浜市立学校事務職員等に関する規則をここに公布する。
令和 6 年 3 月 25 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 6 号

横浜市立学校事務職員等に関する規則

横浜市立学校事務長設置規則（平成 28 年 11 月横浜市教育委員会規則第 14 号）の全部を改正する。

（学校事務職員の定義）

第 1 条 学校事務職員とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 37 条第 1 項（同法第 49 条、第 49 条の 8 及び第 82 条において準用する場合を含む。）に規定する事務職員をいう。

（学校事務職員及び事務職員の設置）

第 2 条 横浜市立の小中学校、中学校及び義務教育学校（教育長が指定するものに限る。以下「小中学校等」という。）並びに特別支援学校に学校事務職員を置き、高等学校には、学校教育法第 60 条第 1 項に規定する事務職員を置く。

（学校事務職員及び事務職員の職務）

第 3 条 学校事務職員及び事務職員は、それぞれ所属する学校の校長の命を受け、当該小中学校等及び特別支援学校並びに高等学校の事務をつかさどる。

（事務長の定義）

第 4 条 事務長とは、学校事務職員及び事務職員のうちから横浜市教育委員会が任命する職員をいう。

（事務長の設置）

第 5 条 小中学校等及び特別支援学校並びに高等学校に事務長を置く。

（事務長の職務）

第 6 条 小中学校等及び特別支援学校の事務長は、校長の命を受け、当該小中学校等及び特別支援学校の事務を処理し、学校事務職員を指揮監督するとともに、高等学校以外の学校における学校事務全般に係る支援等を行う。

2 高等学校の事務長は、所属する学校の校長の命を受け、当該高等学校の事務を処理し、事務職員及び用務員を指揮監督する。

（事務長補佐の設置）

第 7 条 小中学校等及び特別支援学校に事務長補佐を置く。

2 横浜市教育委員会は、小中学校等及び特別支援学校の事務長の途中で 60 歳に到達した者がいるときは、その者が 60 歳に到達した日

の翌日以降の最初の 4 月 1 日に、事務長補佐に任命することができる。

(事務長補佐の職務)

第 8 条 小中学校等及び特別支援学校の事務長補佐は、校長の命を受け、学校事務職員として当該小中学校等及び特別支援学校の事務を処理するとともに、事務長を補佐して学校事務全般に係る支援を行う。

(委任)

第 9 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 7 条第 1 項の規定に基づき横浜市立の小中学校等及び特別支援学校に置かれる事務長補佐の任命のために必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

横浜市教育委員会告示第 8 号

横浜市文化財保護条例に基づく管理団体の指定

横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号）第 47 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり管理団体を指定する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市教育委員会

管理団体名	所在地	代表者名	団体が管理する地域文化財の名称
明治学院同窓会 横浜支部	港南区丸山台 四丁目 8 番 30 － 416 号	永井 彪	へボン邸跡

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 2 号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、同条第 11 項、第 5 条第 1 項及び同条第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市選挙管理委員会

50 分の 1 の数	62,660 人
6 分の 1 の数	522,166 人
3 分の 1 の数	1,044,332 人
選挙区ごとの 3 分の 1 の数	
鶴見区	79,791 人
神奈川区	68,186 人
西区	29,047 人
中区	40,379 人
南区	55,605 人
港南区	60,565 人
保土ヶ谷区	57,240 人
旭区	68,792 人
磯子区	46,193 人
金沢区	55,098 人
港北区	99,088 人
緑区	50,232 人
青葉区	85,884 人
都筑区	58,283 人
戸塚区	78,259 人
栄区	34,523 人
泉区	42,706 人
瀬谷区	34,466 人
総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得	

た 数

491,625 人

横浜市選挙管理委員会告示第 3 号

横浜市議会議員一般選挙における選挙運動費用の収支報告書要旨の一部訂正

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定による横浜市議会議員一般選挙における選挙運動費用の収支報告書について、候補者酒井亮介の出納責任者森村博及び候補者坂本勝司の出納責任者仲賢から訂正の届出があったので、公職選挙法第 192 条の規定による横浜市議会議員一般選挙における選挙運動費用の収支報告書要旨（令和 5 年 12 月横浜市選挙管理委員会告示第 18 号）の一部を次のとおり訂正する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市選挙管理委員会

横浜市議会議員一般選挙磯子区選挙区の酒井亮介の第 1 回報告分収支報告書のうち、収入の欄中主たる寄附に「神奈川県維新の会 政治団体 500,000」を追加し、今回計及び総計の「1,110,000」を「1,610,000」に改める。

横浜市議会議員一般選挙戸塚区選挙区の坂本勝司の第 1 回報告分収支報告書のうち、収入の欄中主たる寄附に「神奈川県改革協議会 政治団体 2,413,000」を追加し、その他の収入「8,540,000」を「－」に、今回計及び総計の「9,387,000」を「3,260,000」に改める。

区 選 挙 管 理 委 員 会

横浜市鶴見区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

横浜市鶴見区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市鶴見区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市鶴見区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月鶴見区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市神奈川区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市神奈川区選挙管理委員会

横浜市神奈川区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市神奈川区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市神奈川区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月神奈川区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市西区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市西区選挙管理委員会

横浜市西区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市西区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市西区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月西区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市中区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市中区選挙管理委員会

横浜市中区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市中区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市中区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月中区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市南区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市南区選挙管理委員会

横浜市南区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市南区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市南区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月南区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市港南区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市港南区選挙管理委員会

横浜市港南区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市港南区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市港南区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月港南区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月保土ヶ谷区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市旭区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市旭区選挙管理委員会

横浜市旭区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市旭区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市旭区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月旭区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市磯子区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市磯子区選挙管理委員会

横浜市磯子区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市磯子区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市磯子区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月磯子区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市金沢区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市金沢区選挙管理委員会

横浜市金沢区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市金沢区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市金沢区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月金沢区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市港北区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市港北区選挙管理委員会

横浜市港北区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市港北区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市港北区選挙管理委員会規程（平成 6 年 12 月港北区選管規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市緑区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市緑区選挙管理委員会

横浜市緑区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市緑区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市緑区選挙管理委員会規程（平成 6 年 12 月緑区選管規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市青葉区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市青葉区選挙管理委員会

横浜市青葉区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市青葉区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市青葉区選挙管理委員会規程（平成 6 年 12 月青葉区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市都筑区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市都筑区選挙管理委員会

横浜市都筑区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市都筑区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市都筑区選挙管理委員会規程（平成 6 年 12 月都筑区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市戸塚区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市戸塚区選挙管理委員会

横浜市戸塚区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市戸塚区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市戸塚区選挙管理委員会規程（昭和 61 年 12 月戸塚区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市栄区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市栄区選挙管理委員会

横浜市栄区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市栄区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市栄区選挙管理委員会規程（平成 29 年 2 月栄区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市泉区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市泉区選挙管理委員会

横浜市泉区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市泉区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市泉区選挙管理委員会規程（昭和 61 年 12 月 泉区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市瀬谷区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会

横浜市瀬谷区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市瀬谷区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市瀬谷区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月瀬谷区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、第 8 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和6年3月25日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

横浜市鶴見区選挙管理委員会規程第2号

横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成17年5月横浜市鶴見区選挙管理委員会規程第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、横浜市鶴見区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市鶴見区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市鶴見区選挙管理委員会規程第1号）第2条第1項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市鶴見区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月横浜市鶴見区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラの障害からの波及等
(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者

を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直しなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採り又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市神奈川区選挙管理委員会

横浜市神奈川区選挙管理委員会規程第 2 号

横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成 17 年 5 月横浜市神奈川区選挙管理委員会規程第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市神奈川区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市神奈川区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成 12 年 3 月横浜市神奈川区選挙管理委員会規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。

- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
 - (8) 情報資産 委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
 - (9) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
 - (10) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
 - (11) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
 - (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
 - (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
 - (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
 - (15) 係 横浜市神奈川区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月横浜市神奈川区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
 - (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）
- 第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。
- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
 - (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
 - (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
 - (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム

運用の機能不全等

- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラの障害からの波及等

(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 号）
- (2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）
- (5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）
- (6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）
- (7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事

務室書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直さなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者

の許可を得て、例外措置をとることができる。

- 2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

- 第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市西区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市西区選挙管理委員会

横浜市西区選挙管理委員会規程第 2 号

横浜市西区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市西区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成 17 年 5 月横浜市西区選挙管理委員会規程第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市西区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市西区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成 12 年 3 月横浜市西区選挙管理委員会規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第

8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市西区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月横浜市西区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラ

の障害からの波及等

(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市西区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ

対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直しなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するために、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採り又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であつて、前項に定める例外措置をとることが不可避のと

きは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市中区選挙管理委員会

横浜市中区選挙管理委員会規程第 2 号

横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成 17 年 5 月横浜市中区選挙管理委員会規程第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市中区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市中区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成 12 年 3 月横浜市中区選挙管理委員会規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第

8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市中区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月横浜市中区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラ

の障害からの波及等

(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹

底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理

(2) 情報システム全体の強靱性向上

(3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策

(4) この規程の運用

(5) 情報セキュリティ事故発生時の対応

(6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直さなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等

の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市南区選挙管理委員会

横浜市南区選挙管理委員会規程第 2 号

横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成 17 年 5 月横浜市南区選挙管理委員会規程第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市南区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市南区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成 12 年 3 月横浜市南区選挙管理委員会規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第

8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市南区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月横浜市南区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラ

の障害からの波及等

(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹

底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。
(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直さなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等

の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和6年3月25日

横浜市港南区選挙管理委員会

横浜市港南区選挙管理委員会規程第2号

横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成17年5月横浜市港南区選挙管理委員会規程第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、横浜市港南区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市港南区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市港南区選挙管理委員会規程第1号）第2条第1項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市港南区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月横浜市港南区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラの障害からの波及等
(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者

を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直しなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採り又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程第 2 号

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成 17 年 5 月横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成 12 年 3 月横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。

- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (8) 情報資産 委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。

（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム

運用の機能不全等

- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラの障害からの波及等

(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 号）
- (2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）
- (5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）
- (6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）
- (7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事

務室書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直さなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者

の許可を得て、例外措置をとることができる。

- 2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

- 第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市旭区選挙管理委員会

横浜市旭区選挙管理委員会規程第 2 号

横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成 17 年 5 月横浜市旭区選挙管理委員会規程第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市旭区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市旭区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成 12 年 3 月横浜市旭区選挙管理委員会規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第

8 項に規定する特定個人情報をいう。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市旭区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月横浜市旭区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラ

の障害からの波及等

(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹

底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直さなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等

の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和6年3月25日

横浜市磯子区選挙管理委員会

横浜市磯子区選挙管理委員会規程第2号

横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成17年5月横浜市磯子区選挙管理委員会規程第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、横浜市磯子区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市磯子区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市磯子区選挙管理委員会規程第1号）第2条第1項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市磯子区選挙管理委員会規程（令和 6 年 3 月横浜市磯子区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラの障害からの波及等
(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者

を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直しなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採り又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和6年3月25日

横浜市金沢区選挙管理委員会

横浜市金沢区選挙管理委員会規程第2号

横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成17年5月横浜市金沢区選挙管理委員会規程第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、横浜市金沢区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市金沢区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市金沢区選挙管理委員会規程第1号）第2条第1項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市金沢区選挙管理委員会規程（昭和 44 年 11 月横浜市金沢区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラの障害からの波及等
(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者

を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直しなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採り又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに
公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市港北区選挙管理委員会

横浜市港北区選挙管理委員会規程第 2 号

横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成 17
年 5 月横浜市港北区選挙管理委員会規程第 5 号）の全部を改正する
。

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市港北区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市港北区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成 12 年 3 月横浜市港北区選挙管理委員会規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市港北区選挙管理委員会規程（平成 6 年 12 月横浜市港北区選挙管理委員会規程第 6 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラの障害からの波及等
(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者

を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直しなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採り又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市緑区選挙管理委員会

横浜市緑区選挙管理委員会規程第 2 号

横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成 17 年 5 月横浜市緑区選挙管理委員会規程第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市緑区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市緑区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成 12 年 3 月横浜市緑区選挙管理委員会規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第

8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市緑区選挙管理委員会規程（平成 6 年 12 月横浜市緑区選挙管理委員会規程第 6 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラ

の障害からの波及等

(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹

底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティ

の確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直さなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等

の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和6年3月25日

横浜市青葉区選挙管理委員会

横浜市青葉区選挙管理委員会規程第2号

横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成17年5月横浜市青葉区選挙管理委員会規程第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、横浜市青葉区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市青葉区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市青葉区選挙管理委員会規程第1号）第2条第1項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市青葉区選挙管理委員会規程（平成 6 年 12 月横浜市青葉区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラの障害からの波及等
(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者

を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直しなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採り又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市都筑区選挙管理委員会

横浜市都筑区選挙管理委員会規程第 2 号

横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成 17 年 5 月横浜市都筑区選挙管理委員会規程第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市都筑区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市都筑区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成 12 年 3 月横浜市都筑区選挙管理委員会規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市都筑区選挙管理委員会規程（平成 6 年 12 月横浜市都筑区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラの障害からの波及等
(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者

を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直しなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採り又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和6年3月25日

横浜市戸塚区選挙管理委員会

横浜市戸塚区選挙管理委員会規程第2号

横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成17年5月横浜市戸塚区選挙管理委員会規程第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、横浜戸塚区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市戸塚区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市戸塚区選挙管理委員会規程第1号）第2条第1項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市戸塚区選挙管理委員会規程（昭和 61 年 12 月横浜市戸塚区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラの障害からの波及等
(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者

を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直しなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採り又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市栄区選挙管理委員会

横浜市栄区選挙管理委員会規程第 2 号

横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成 17 年 5 月横浜市栄区選挙管理委員会規程第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市栄区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市栄区選挙管理委員会行政文書管理規程（令和 3 年 4 月横浜市栄区選挙管理委員会規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第

8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市栄区選挙管理委員会規程（令和 6 年 3 月横浜市栄区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。

（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラ

の障害からの波及等

(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹

底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。
(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直さなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等

の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市泉区選挙管理委員会

横浜市泉区選挙管理委員会規程第 2 号

横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成 17 年 5 月横浜市泉区選挙管理委員会規程第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市泉区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市泉区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成 12 年 3 月横浜市泉区選挙管理委員会規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第

8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市泉区選挙管理委員会規程（昭和 61 年 12 月横浜市泉区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラ

の障害からの波及等

(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹

底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。
(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直さなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等

の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和6年3月25日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会

横浜市瀬谷区選挙管理委員会規程第2号

横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成17年5月横浜市瀬谷区選挙管理委員会規程第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、横浜市瀬谷区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市瀬谷区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市瀬谷区選挙管理委員会規程第1号）第2条第1項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 係 横浜市瀬谷区選挙管理委員会規程（令和 6 年 3 月横浜市瀬谷区選挙管理委員会規程第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により設置された係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラの障害からの波及等
(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局書記長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局書記次長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者

を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者の責務)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、係内の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

2 情報資産管理者は、情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

3 前 2 項に定める情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、選挙管理委員会事務室選挙係長をもって充てる。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第 10 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) この規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策の見直し)

第 11 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策を年 1 回及び必要に応じ見直しなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 12 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するため、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 13 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採り又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、委員会情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

監 査 委 員

横浜市監査委員公表第 4 号

令和 5 年度財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査
の結果の公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき監査
を行ったので、その結果を別冊のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市監査委員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	梶	村		充

横浜市監査委員公表第 5 号

横浜市監査委員監査基準の公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく横浜市監査委員監査基準（令和元年 12 月 18 日監査委員決定）の一部を改正したので、改正後の横浜市監査委員監査基準を、次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市監査委員	藤野次雄
同	高品彰
同	前田一
同	梶村充

横浜市監査委員監査基準

令和元年 12 月 18 日
監査委員決定

（趣旨）

第 1 条 横浜市（以下「市」という。）において、監査委員が行うこととされている監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びにその他の行為は、この基準の定めるところにより行うものとする。

（監査委員が行うこととされている監査等及びその他の行為の目的）

第 2 条 監査等及びその他の行為は、市及び財政援助団体等監査の対象となった団体等（以下「監査対象団体」という。）の事務の管理及び執行等（監査対象団体については、市が財政的援助等を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るものに限る。）について、予算及び法令、条例、規則その他市又は監査対象団体が定めた規程等に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するとともに市政への信頼を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを市会並びに市長、関係のある委員会又は委員（以下「市長等」という。）及び関係のある公営企業管理者（以下「企業管理者」という。）に提出する。

（監査等の種類及び主眼）

第 3 条 この基準における監査等の種類は、次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを主眼とする。

(1) 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 75 条の規定による監査）

選挙権を有する者からその総数の 50 分の 1 以上の連署をもって市の事務の執行について、監査の請求があったときに、その請求に係る事項について、処理及び執行の事実の妥当性がある

か。

- (2) 市会の請求に基づく監査（法第 98 条第 2 項の規定による監査）

市会から監査の請求があったときに、その請求に係る事項について、処理及び執行の事実の妥当性があるか。

- (3) 内部統制評価報告書審査（法第 150 条第 5 項の規定による審査）

市長から審査を求められた内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

- (4) 財務監査（法第 199 条第 1 項の規定による監査）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

- (5) 行政監査（法第 199 条第 2 項の規定による監査）

市の事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

- (6) 市長の要求に基づく監査（法第 199 条第 6 項の規定による監査）

市長から監査の要求があったときに、その要求に係る事項について、処理及び執行の事実の妥当性があるか。

- (7) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項の規定による監査）

市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務（当該財政的援助等に係るものに限る。）が法令等及び当該監査対象団体が定めた規程類に適合し、かつ、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

- (8) 決算審査（法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「公企法」という。）第 30 条第 2 項の規定による審査）

市長から審査を求められた各会計決算及び附属書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

- (9) 現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査）

会計管理者、企業管理者等が保管する現金の出納事務が正確に行われているか。

(10) 金融機関の公金出納監査（法第 235 条の 2 第 2 項及び公企法第 27 条の 2 第 1 項の規定による監査）
 法第 235 条第 2 項又は公企法第 27 条の規定により指定された金融機関が取り扱う市又は公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務について、法令の定めるところによって行われ、また、指定契約の約定どおりに行われているか。

(11) 基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項の規定による審査）
 市長から審査を求められた各基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が确实かつ効率的に行われているか。

(12) 住民請求監査（法第 242 条の規定による監査）
 住民から法第 242 条に定める長若しくは委員会若しくは委員又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その事実を証する書面を添えて監査の請求があったときに、その請求に係る事項について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があったか。

(13) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任監査（法第 243 条の 2 の 8 第 3 項及び公企法第 34 条の規定による監査）
 職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定について、市長又は企業管理者から監査の要求があったときに、その要求に係る事項について、市の職員が市に損害を与えた事実があるか。その事実があった場合に、市の職員に賠償責任があるか、また、賠償額はいくらか。

(14) 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）第 3 条第 1 項の規定による審査）
 市長から審査を求められた健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

(15) 資金不足比率等の審査（健全化法第 22 条第 1 項の規定による審査）
 市長から審査を求められた資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

（倫理規範）

第 4 条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっとりその職務を遂行するものとする。

（秘密の保持）

第 5 条 監査委員は、監査等を実施するに当たり、職務上知り得た秘密は、これを他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない

。その職を退いた後も、また、同様とする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第 6 条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第 7 条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努めるものとする。

2 監査委員は、監査事務局の職員(以下「事務局職員」という。)に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとり遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

(質の管理)

第 8 条 監査委員は、この基準にのっとり、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。

2 監査委員は、前項に規定する質を確保するため、事務局職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

3 監査委員は、監査等(第 3 条第 12 号に規定する監査を除く。以下「財務監査等」という。)の計画、財務監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

(財務監査等の計画)

第 9 条 監査委員は、財務監査等の計画を策定し、その計画に基づいて財務監査等を実施するものとする。

2 財務監査等の計画は、これを年間計画と実施計画に分け、年間計画は遅くとも毎年度開始後最初の監査委員会議で、実施計画は当該財務監査等の実施までに策定するものとする。

3 監査委員は、年間計画の策定に当たり、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を年間計画に定めるものとする。

(1) 実施予定の財務監査等の種類及び対象

(2) 財務監査等の種類別実施予定時期

(3) その他必要と認める事項

4 監査委員は、次に掲げる事項を実施計画に定めるものとする。

この場合において、財務監査等(第 3 条第 1 号、第 2 号、第 6 号

及び第 13 号に規定する監査を除く。)の対象に係るリスクが及ぼす影響の重要度を勘案するものとする。

- (1) 財務監査等の種類
- (2) 財務監査等の対象
- (3) 財務監査等の主な着眼点又は審査項目
- (4) 財務監査等の実施期間
- (5) 財務監査等の実施体制
- (6) その他財務監査等の実施上必要と認める事項
(財務監査等の計画の変更)

第 10 条 監査委員は、財務監査等の計画の前提として把握した事象若しくは環境等が変化した場合又は財務監査等の実施過程で事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、財務監査等の計画を変更するものとする。

(財務監査等の実施通知)

第 11 条 監査委員は、財務監査等の実施に当たっては、あらかじめ財務監査等の範囲及び実施日程を市会議長(議会局が財務監査等の対象となった場合に限る。)、市長等及び監査対象団体の長へ通知するものとする。

(リスクの識別と対応)

第 12 条 監査委員は、財務監査等(第 3 条第 1 号から第 3 号まで、第 6 号及び第 13 号に規定する監査及び審査を除く。本条及び次条第 2 項において同じ。)の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、財務監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した財務監査等)

第 13 条 監査委員は、前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、財務監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に財務監査等を行うものとする。

(財務監査等の実施手続)

第 14 条 監査委員は、必要な財務監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、財務監査等の計画に基づき、必要とする監査手続を選択し財務監査等を実施するものとする。

2 前項に規定する監査手続は、書類、帳簿、証書、設計書その他記録に基づき、照合、突合、実査、立会い、確認、質問等を行うこととする。

3 監査委員は、監査手続の選択適用に関しては、その重要性、効果、範囲、日数等を考慮して決定するものとする。

(財務監査等の証拠入手)

第 15 条 監査委員は、財務監査等の実施に当たり、監査対象となる事務事業に関する証拠を市又は監査対象団体から入手し、これを検討するものとする。

2 監査委員は、財務監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査手続を追加して必要な財務監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第 16 条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第 17 条 代表監査委員は必要に応じて、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて、監査専門委員を選任し、必要な事項の調査について、監査専門委員に委託することができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、市又は監査対象団体の監査人、監査役、監事等と必要に応じて連携の上、情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

3 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を活用する場合に、それらの質の管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、活用する程度及び方法を決定するものとする。

4 監査委員は、第 2 項に掲げる者との間で、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮するものとする。

(財務監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第 18 条 監査委員は、第 3 条第 1 号に規定する監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、同号に規定する監査の請求の代表者に送付するとともに市会及び市長等に提出するものとする。

2 監査委員は、第 3 条第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、市会及び市長等に提出するものとする。

3 監査委員は、前 2 項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち市会及び市長等において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 監査委員は、第 3 条第 3 号、第 8 号、第 11 号、第 14 号及び第 15 号に規定する審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

5 監査委員は、第 3 条第 9 号に規定する検査の結果に関する報告を作成し、市会及び市長に提出するものとする。

6 監査委員は、第 3 条第 10 号に規定する監査の結果に関する報告を作成し、市会、市長及び関係のある企業管理者に提出するものとする。

7 監査委員は、第 3 条第 13 号に規定する監査の結果に関する報告を作成し、市長又は関係のある企業管理者に提出するものとする。

(見解等の聴取)

第 19 条 監査委員は、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に、必要がある場合は、その対象となる区局本部の長から見解等を聴取するものとする。

(財務監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第 20 条 財務監査等の結果に関する報告等には、原則として、次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 財務監査等の種類
- (3) 財務監査等の対象
- (4) 財務監査等の主な着眼点又は審査項目
- (5) 財務監査等の実施内容
- (6) 財務監査等の実施期間
- (7) 財務監査等の結果

2 前項第 7 号の財務監査等の結果には、第 3 条各号に掲げる財務監査等の種類に依じて、前項第 1 号から第 6 号までの記載事項のとおりに財務監査等を実施した限りにおいて、第 3 条各号に掲げる事項が重要な点において適正と判断できる場合にはその旨、その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

3 第 1 項第 7 号の財務監査等の結果には、第 3 条各号に掲げる財務監査等の種類に依じて、当該各号に掲げる事項が重要な点において適正と判断できない場合にはその旨、その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合に、その内容を財務監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、財務監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(住民請求監査の結果の通知等)

第 21 条 監査委員は、第 3 条第 12 号に規定する監査について、請求に理由がないと認めるときはその旨を請求人に通知し、請求に理由があると認めるときは市会、市長等又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知するものとする。

(合議)

第 22 条 次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する監査の結果に関する報告の決定
- (2) 前号の報告に添える意見の決定
- (3) 第 1 号の報告に係る勧告の決定
- (4) 第 3 条第 3 号、第 8 号、第 11 号、第 14 号及び第 15 号に規定する審査に係る意見の決定
- (5) 第 3 条第 12 号に規定する監査に係る法第 242 条第 4 項の規定による勧告、同条第 5 項の規定による監査及び勧告並びに同条第 10 項の規定による意見についての決定
- (6) 第 3 条第 13 号に規定する監査に係る法第 243 条の 2 の 8 第 3 項及び公企法第 34 条の規定による決定並びに法第 243 条の 2 の 8 第 8 項後段及び公企法第 34 条の規定による意見の決定
- (7) 法 198 条の 4 第 1 項及び第 4 項の規定による監査基準の策定及び変更
- (8) 外部監査人が実施する監査の事務を補助させる者に関する協議
- (9) 外部監査人と締結している外部監査契約の解除に関する意見
- (10) 包括外部監査の契約締結に係る意見の決定
- (11) 包括外部監査人が実施する監査における関係人調査等の協議及び監査結果に関する意見の決定
- (12) 第 3 条第 1 号、第 2 号、第 6 号及び第 7 号に規定する監査に係る個別外部監査契約に基づく監査の実施及び個別外部監査契約の締結に関する意見の決定並びに個別外部監査契約を締結した者（以下「個別外部監査人」という。）が実施する監査における関係人調査等の協議及び監査結果に関する意見の決定
- (13) 第 3 条第 12 号に規定する監査に係る個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議
- (14) 第 3 条第 12 号に規定する監査に係る個別外部監査人の監査結果に基づき、請求に理由があるかどうかの決定及び勧告
- (15) 法第 243 条の 2 の 7 の規定による市長等及び市の職員（法第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。）の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定又は改廃に関する意見

2 監査委員は、前項第 1 号の報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各

監査委員の意見を市会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

(監査等の結果の公表)

第 23 条 監査委員は、前条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び第 14 号に掲げる事項の内容は、監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で公表するものとする。

2 監査委員は、第 3 条第 1 号、第 2 号、第 6 号及び第 7 号に規定する監査に係る個別外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったときは、これを監査委員全員の連名で公表するものとする。

3 監査等の結果の公表は、横浜市報に登載する等により行うものとする。

(措置状況の公表等)

第 24 条 監査委員は、監査の結果に関する報告を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者から、措置の内容の通知があった場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者に、適時、措置の状況又は措置が講じられていない状況の報告を求めるものとする。

(委任)

第 25 条 この基準の実施に関し必要な事項は、監査事務局長が定める。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

市会

横浜市会規程第 1 号

横浜市会議会局情報セキュリティ管理規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市会議長 瀬之間 康 浩

横浜市会議会局情報セキュリティ管理規程

横浜市会議会局情報セキュリティ管理規程（平成 17 年 4 月横浜市会規程第 3 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市会議会局（以下「局」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市会議会局行政文書管理規程（平成 12 年 6 月横浜市会規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 横浜市会個人情報の保護に関する条例（令和 5 年 2 月横浜市条例第 6 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (8) 情報資産 局が保有し、又は業務委託する情報システム、シ

システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ（当該データとなる情報を記した行政文書及び当該データを印刷した行政文書を含む。）及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。

- (9) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性 情報が破壊され、改ざんされ、又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
- (15) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員（局に勤務する職員に限る。）のうち、情報資産を使用する職員をいう。

（基本理念）

第 3 条 局は、その保有する情報資産が市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理をすることを基本理念として情報セキュリティ対策を実施する。

（対象とする脅威）

第 4 条 局は、情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、業務委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊及び滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム

運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 3 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 横浜市会個人情報の保護に関する条例

(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(6) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(7) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）
(組織体制)

第 6 条 第 4 条の脅威から情報資産を保護するため、議会局情報セキュリティ総括責任者、議会局情報セキュリティ運用責任者、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置き、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

2 議会局情報セキュリティ総括責任者は、議会局長をもって充て、議会局情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項について指示及び指導を行い、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、局の情報セキュリティ対策を決定する。

3 議会局情報セキュリティ運用責任者は、議会局市会事務部総務課長をもって充て、議会局情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

4 情報セキュリティ担当者は、局の課の長をもって充て、取り扱う情報資産の情報資産管理者と緊密に連携して、課内の情報セキ

セキュリティ対策を実施するとともに、情報資産を利用する課の職員に対して指導及び監督を行う。

- 5 情報資産管理者は、別に定める情報資産の分類に応じた情報資産を主管する課の長又は担当課長をもって充て、当該情報資産を利用する職員が所属する課の情報セキュリティ担当者と緊密に連携して、当該情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

(情報セキュリティ対策)

第 7 条 議会局情報セキュリティ総括責任者は、次に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性^{じん}の向上
- (3) 物理的・人的・技術的な情報セキュリティ対策
- (4) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (5) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 8 条 議会局情報セキュリティ総括責任者は、年 1 回及び必要に応じ、局の情報セキュリティ対策の実施状況を監査し、及び自己点検し、問題がある場合には、是正を命じることができる。

- 2 前項の規定による監査は、客観性を確保するために、外部の専門的知識及び見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 9 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し、又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、議会局情報セキュリティ総括責任者と協議の上、例外措置をとることができる。

- 2 情報セキュリティ担当者は、事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることを避けることができないうきは、事後速やかに議会局情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(施行細則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議会局情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

その他

財契一 第 3218 号
令和 6 年 3 月 25 日

各区局・統括本部長

副市長

横浜市工事設計変更事務取扱要綱の施行についての廃止
について（通知）

横浜市工事設計変更事務取扱要綱の施行について（昭和 45 年 5 月
1 日財調第 62 号収入役、各局長あて助役依命通達）は、令和 6 年 4
月 1 日に廃止する。